

県・市町村子ども・子育て会議委員特別セミナー

平成 25 年 10 月 24 日（木）13 時～17 時

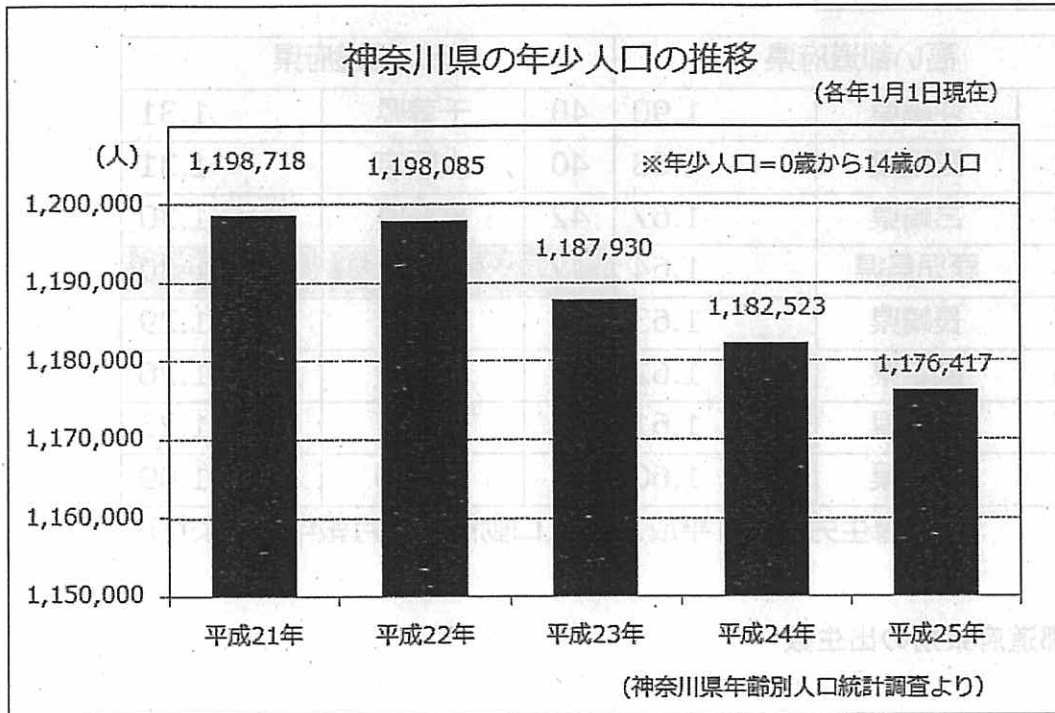
神奈川県職員キャリア開発支援センター 1 F

- 1 子ども・子育て支援新制度の趣旨・目的等 P 1
- 2 子ども・子育て支援法について P17
- 3 改正児童福祉法について P23
- 4 改正認定こども園法について P55
- 5 市町村子ども・子育て支援事業計画について P64
- 6 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について P64

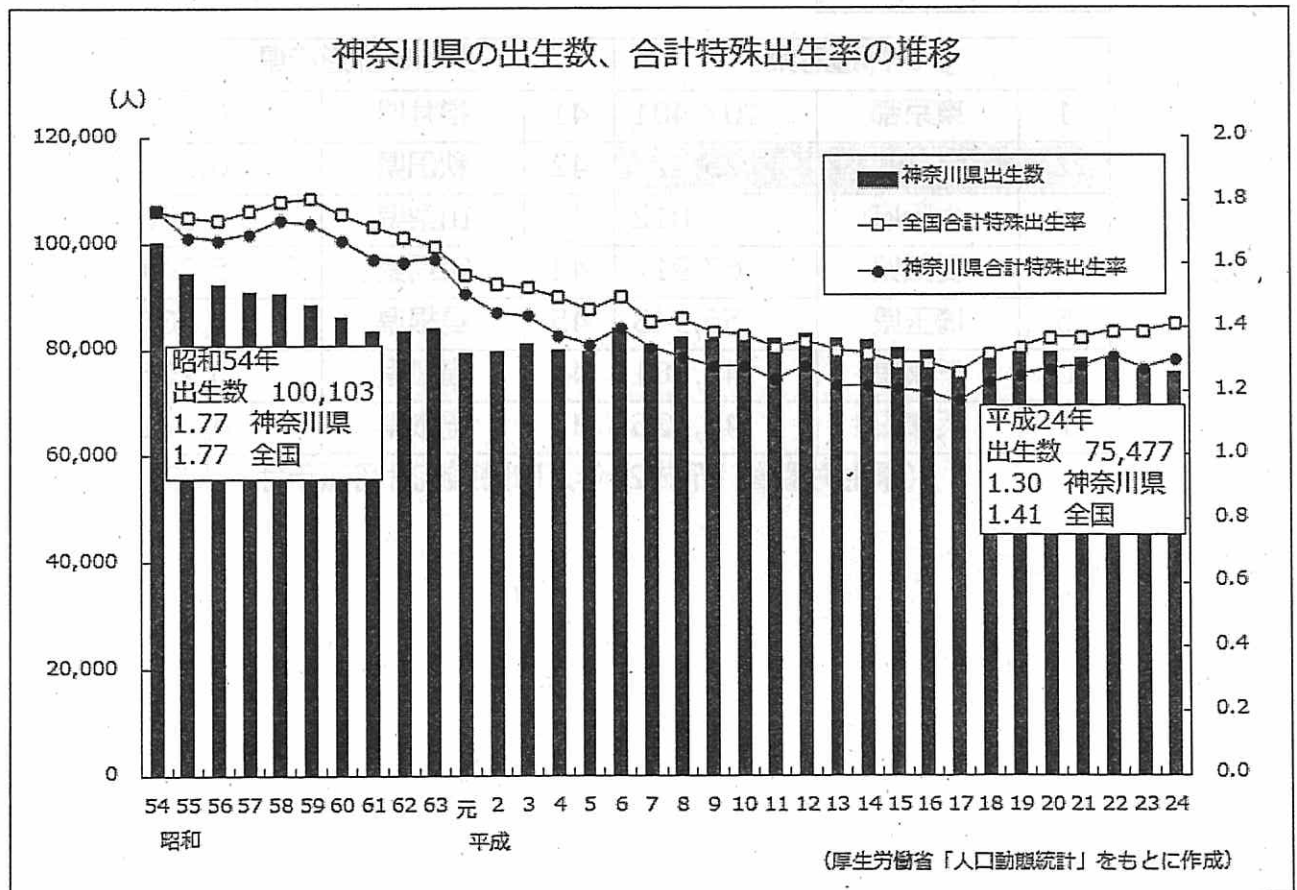
1 子ども・子育て支援新制度の趣旨・目的等

子ども・子育てにかかる本県の状況について

1 神奈川県の子少人口の推移



2 神奈川県の出産数、合計特殊出生率の推移



3 都道府県別の合計特殊出生率

都道府県別の合計特殊出生率

| | |
|----|------|
| 全国 | 1.41 |
|----|------|

| 高い都道府県 | | | 低い都道府県 | | |
|--------|------|------|--------|------|------|
| 1 | 沖縄県 | 1.90 | 40 | 千葉県 | 1.31 |
| 2 | 島根県 | 1.68 | 40 | 大阪府 | 1.31 |
| 3 | 宮崎県 | 1.67 | 42 | 宮城県 | 1.30 |
| 4 | 鹿児島県 | 1.64 | 42 | 神奈川県 | 1.30 |
| 5 | 長崎県 | 1.63 | 44 | 埼玉県 | 1.29 |
| 6 | 熊本県 | 1.62 | 45 | 北海道 | 1.26 |
| 7 | 佐賀県 | 1.61 | 46 | 京都府 | 1.23 |
| 8 | 福井県 | 1.60 | 47 | 東京都 | 1.09 |

(厚生労働省「平成24年人口動態統計月報年計」より)

4 都道府県別の出生数

都道府県別の出生数

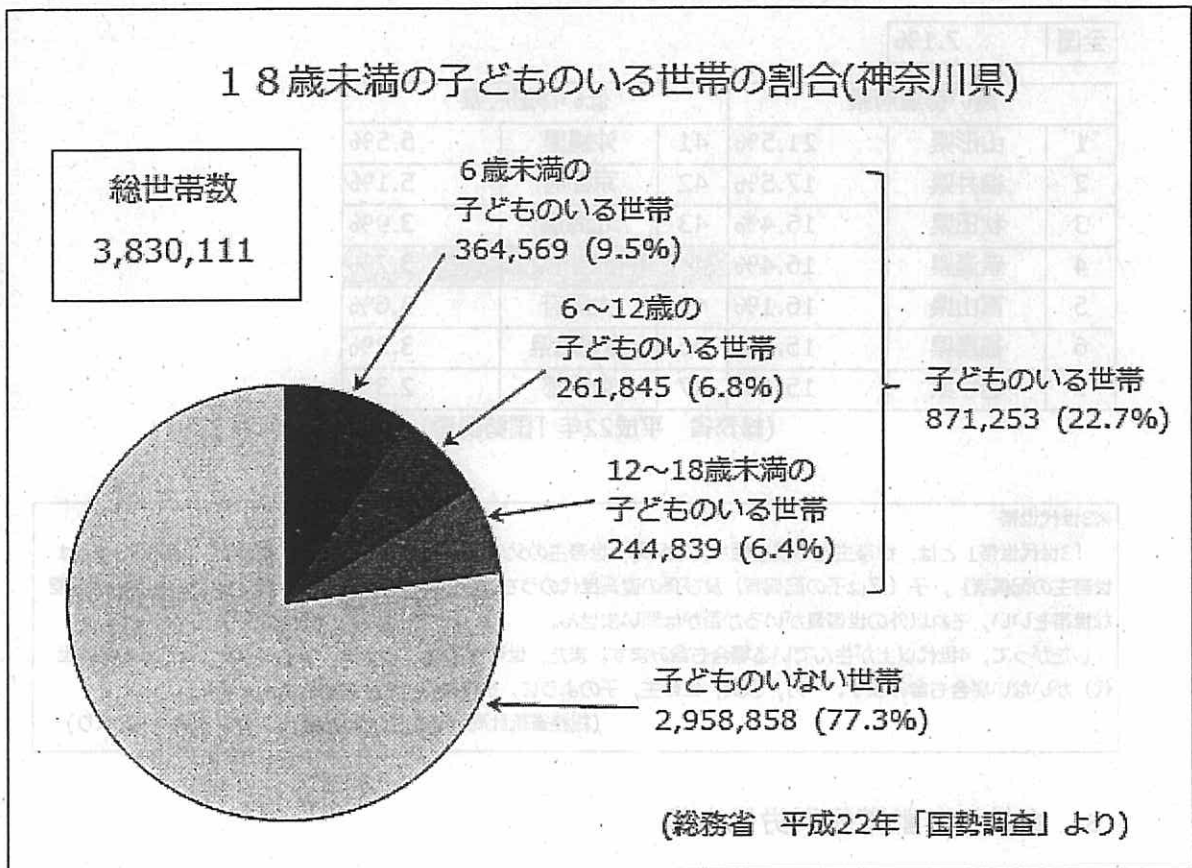
| | |
|----|-----------|
| 全国 | 1,037,231 |
|----|-----------|

(単位:人)

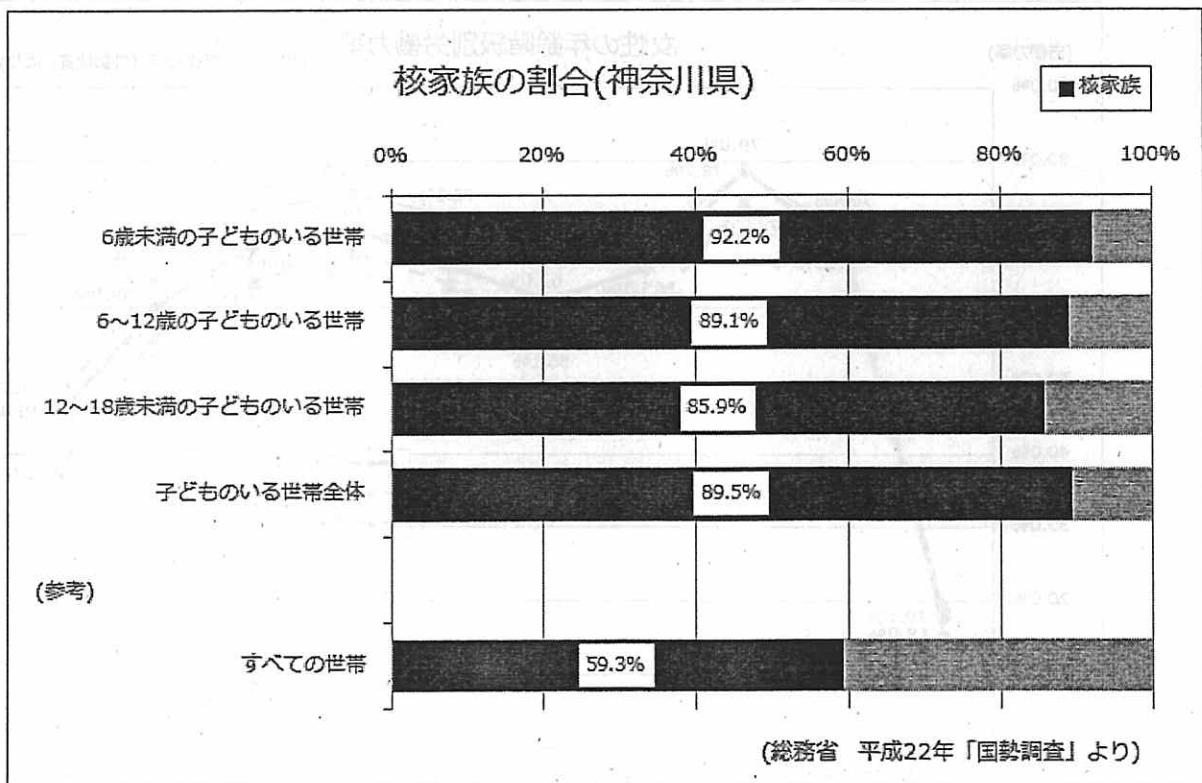
| 多い都道府県 | | | 少ない都道府県 | | |
|--------|------|---------|---------|-----|-------|
| 1 | 東京都 | 107,401 | 41 | 福井県 | 6,712 |
| 2 | 神奈川県 | 75,477 | 42 | 秋田県 | 6,543 |
| 3 | 大阪府 | 73,012 | 43 | 山梨県 | 6,336 |
| 4 | 愛知県 | 67,913 | 44 | 徳島県 | 5,744 |
| 5 | 埼玉県 | 56,943 | 45 | 島根県 | 5,585 |
| 6 | 千葉県 | 48,881 | 46 | 高知県 | 5,266 |
| 7 | 兵庫県 | 46,436 | 47 | 鳥取県 | 4,771 |

(厚生労働省「平成24年人口動態統計月報年計」より)

5 18歳未満の子どもがいる世帯の割合(神奈川県)



6 核家族の割合(神奈川県)



7 3世代世帯の割合(都道府県別)

3世代世帯の割合(都道府県別)

全国 7.1%

| 高い都道府県 | | | 低い都道府県 | | |
|--------|-----|-------|--------|------|------|
| 1 | 山形県 | 21.5% | 41 | 沖縄県 | 5.5% |
| 2 | 福井県 | 17.5% | 42 | 京都府 | 5.1% |
| 3 | 秋田県 | 16.4% | 43 | 北海道 | 3.9% |
| 4 | 新潟県 | 16.4% | 44 | 神奈川県 | 3.7% |
| 5 | 富山県 | 16.1% | 45 | 大阪府 | 3.6% |
| 6 | 福島県 | 15.3% | 46 | 鹿児島県 | 3.2% |
| 7 | 岩手県 | 15.1% | 47 | 東京都 | 2.3% |

(総務省 平成22年「国勢調査」より)

※3世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

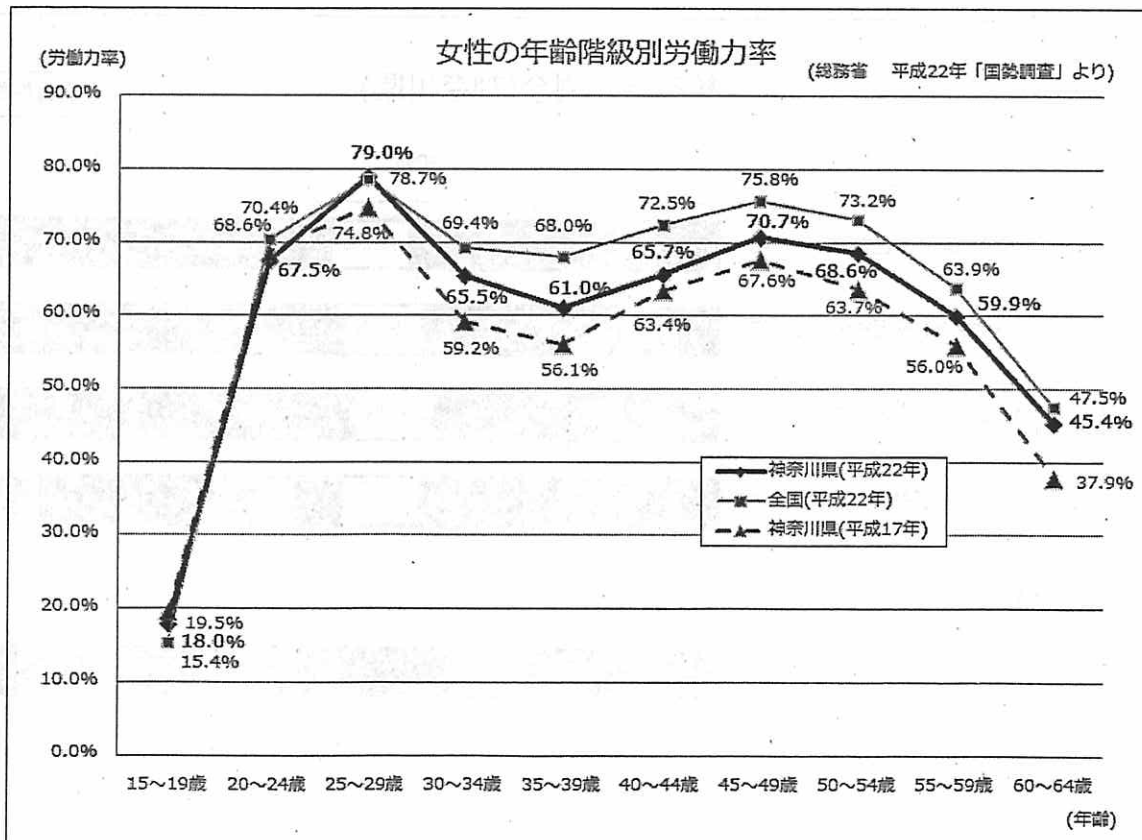
したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まれません。

(総務省統計局 平成22年国勢調査ユーザーズガイドより)

8 女性の年齢階級別労働力率

女性の就業状況 ～M字カーブ～

「M字の底」は上昇かつ、上の年齢層へシフトしつつあるが、神奈川県の下底の低さは、全国46位(61.0%)



9 神奈川県内の就学前児童の状況

神奈川県内の就学前児童の状況

(単位：人)

| 年齢 | 在宅 | 幼稚園 | 認可 保育所 | 認可外保育施設 | | | | | 合計 |
|------|---------|---------|-----------|---------|-------|-------|-----|--------|---------|
| | | | | 認定 | 届出 | 院内 | 企業内 | 小計 | |
| 0～2歳 | 170,973 | - | 45,411 | - | - | - | - | 14,834 | 231,218 |
| 3～5歳 | 15,081 | 141,407 | 66,130 | - | - | - | - | 9,370 | 231,988 |
| 計 | 186,054 | 141,407 | 111,541 | 11,138 | 9,207 | 3,081 | 778 | 24,204 | 463,206 |

※年齢別児童数：平成24年1月1日現在 認可保育所：平成25年4月1日現在

認可外保育施設：平成24年3月31日現在 幼稚園：平成25年5月1日現在

(神奈川県次世代育成課作成)

10 幼稚園就園児数(都道府県別)

幼稚園就園児数(都道府県別)

| | |
|----|-----------|
| 全国 | 1,583,664 |
|----|-----------|

(単位：人)

(平成25年5月1日現在)

| 多い都道府県 | | | 少ない都道府県 | | |
|--------|------|---------|---------|-----|-------|
| 1 | 東京都 | 172,467 | 41 | 秋田県 | 7,375 |
| 2 | 神奈川県 | 141,407 | 42 | 富山県 | 6,891 |
| 3 | 大阪府 | 119,145 | 43 | 山梨県 | 6,633 |
| 4 | 埼玉県 | 114,030 | 44 | 福井県 | 5,016 |
| 5 | 愛知県 | 97,842 | 45 | 高知県 | 4,259 |
| 6 | 千葉県 | 93,296 | 46 | 島根県 | 4,244 |
| 7 | 兵庫県 | 70,989 | 47 | 鳥取県 | 4,087 |

(文部科学省「平成25年度学校基本調査速報」より)

11 幼稚園就園率(都道府県別)

幼稚園就園率(都道府県別)

| | |
|----|-------|
| 全国 | 54.8% |
|----|-------|

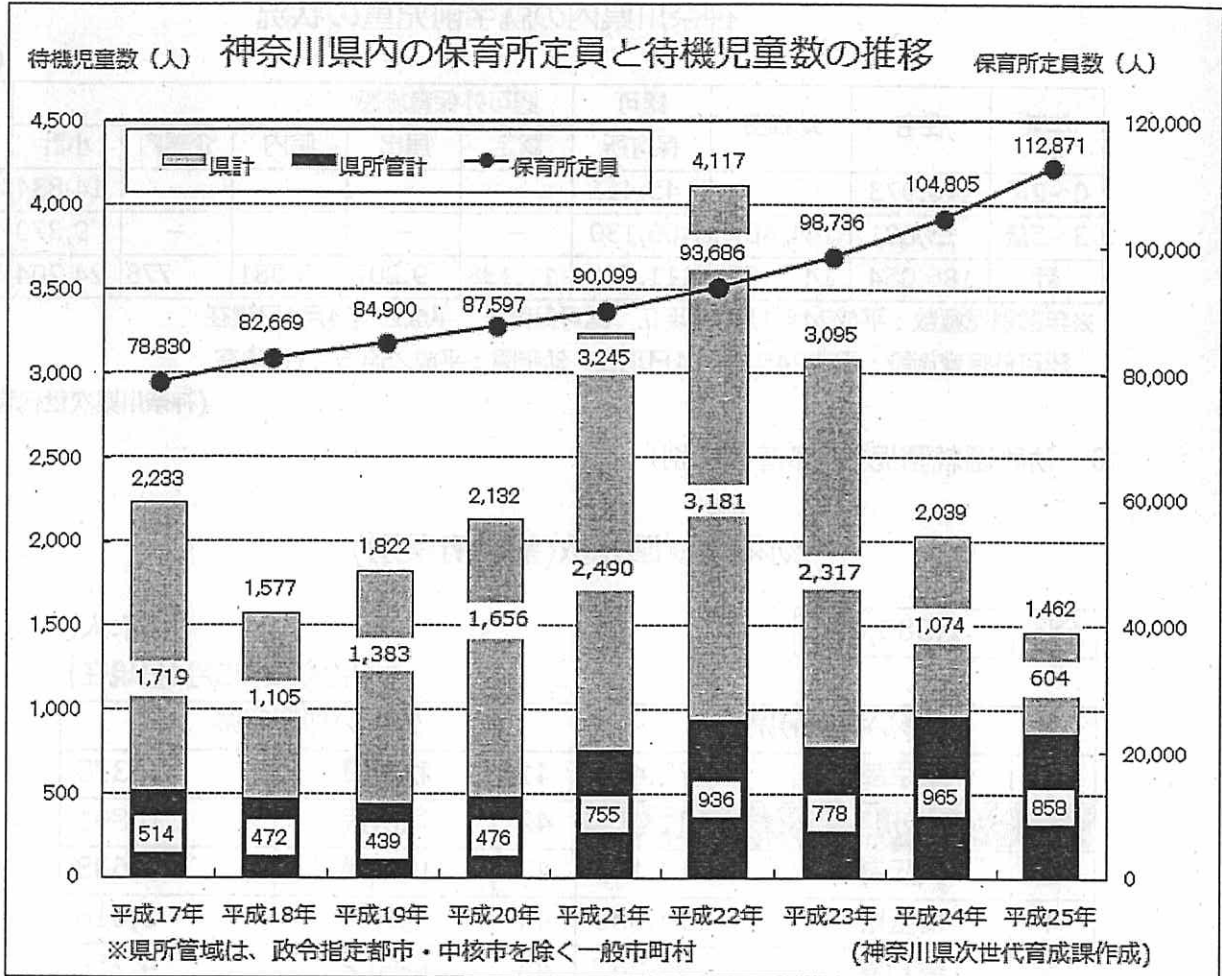
(平成25年5月1日現在)

| 高い都道府県 | | | 低い都道府県 | | |
|--------|------|-------|--------|-----|-------|
| 1 | 沖縄県 | 79.9% | 41 | 鳥取県 | 29.6% |
| 2 | 神奈川県 | 67.9% | 42 | 福井県 | 29.4% |
| 3 | 埼玉県 | 67.3% | 43 | 富山県 | 28.6% |
| 4 | 千葉県 | 66.2% | 44 | 新潟県 | 28.5% |
| 5 | 宮城県 | 66.1% | 45 | 高知県 | 27.0% |
| 6 | 福島県 | 66.0% | 46 | 石川県 | 26.9% |
| 7 | 徳島県 | 65.4% | 47 | 長野県 | 23.7% |

(文部科学省「平成25年度学校基本調査速報」より)

※就園率 = 幼稚園修了者数 / 小学校第1学年児童数 × 100

12 神奈川県内の保育所定員及び待機児童数の推移



13 保育所整備率(都道府県別)

保育所整備率(都道府県別)

| | |
|----|--------|
| 全国 | 35.25% |
|----|--------|

(平成24年4月1日現在)

| 高い都道府県 | | | 低い都道府県 | | |
|--------|-----|--------|--------|------|--------|
| 1 | 高知県 | 65.08% | 41 | 北海道 | 28.33% |
| 2 | 石川県 | 63.52% | 42 | 静岡県 | 27.03% |
| 3 | 福井県 | 62.01% | 43 | 福島県 | 26.47% |
| 4 | 島根県 | 61.85% | 44 | 千葉県 | 25.81% |
| 5 | 鳥取県 | 59.83% | 45 | 宮城県 | 24.95% |
| 6 | 富山県 | 59.32% | 46 | 埼玉県 | 23.86% |
| 7 | 新潟県 | 56.69% | 47 | 神奈川県 | 22.67% |

(神奈川県次世代育成課作成)

※保育所整備率 = 認可保育所定員数 / 就学前児童数 × 100

14 保育所整備率、待機児童数及び認可外施設入所児童数(市町村別) 図表 21

保育所整備率、待機児童数及び認可外保育施設入所児童数(市町村別)

(待機児童数・認可外保育施設入所児童数の単位:人)

| 市町村名 | 保育所整備率 | 待機児童数 | 認可外保育施設入所児童数 |
|--------|--------|-------|--------------|
| 神奈川県全体 | 24.4% | 1,462 | 24,204 |
| 横浜市 | 25.9% | 0 | 9,909 |
| 川崎市 | 23.9% | 438 | 5,523 |
| 相模原市 | 25.5% | 132 | 2,023 |
| 横須賀市 | 21.0% | 34 | 485 |
| 平塚市 | 25.5% | 30 | 410 |
| 鎌倉市 | 25.8% | 27 | 180 |
| 藤沢市 | 22.2% | 277 | 1,328 |
| 小田原市 | 35.6% | 18 | 431 |
| 茅ヶ崎市 | 18.8% | 174 | 619 |
| 逗子市 | 24.2% | 18 | 49 |
| 三浦市 | 21.4% | 0 | 7 |
| 秦野市 | 21.8% | 6 | 253 |
| 厚木市 | 20.6% | 18 | 789 |
| 大和市 | 13.6% | 147 | 1,004 |
| 伊勢原市 | 23.2% | 14 | 156 |
| 海老名市 | 19.7% | 21 | 215 |
| 座間市 | 20.7% | 43 | 115 |
| 南足柄市 | 26.9% | 0 | 150 |
| 綾瀬市 | 16.0% | 17 | 59 |
| 葉山町 | 11.1% | 30 | 74 |
| 寒川町 | 21.7% | 9 | 202 |
| 大磯町 | 12.5% | 1 | 59 |
| 二宮町 | 28.3% | 0 | 0 |
| 中井町 | 58.0% | 0 | 0 |
| 大井町 | 16.3% | 0 | 0 |
| 松田町 | 14.6% | 0 | 19 |
| 山北町 | 57.2% | 0 | 0 |
| 開成町 | 27.2% | 0 | 74 |
| 箱根町 | 86.7% | 0 | 24 |
| 真鶴町 | 53.3% | 0 | 0 |
| 湯河原町 | 60.1% | 0 | 12 |
| 愛川町 | 30.9% | 8 | 35 |
| 清川村 | 23.6% | 0 | 0 |

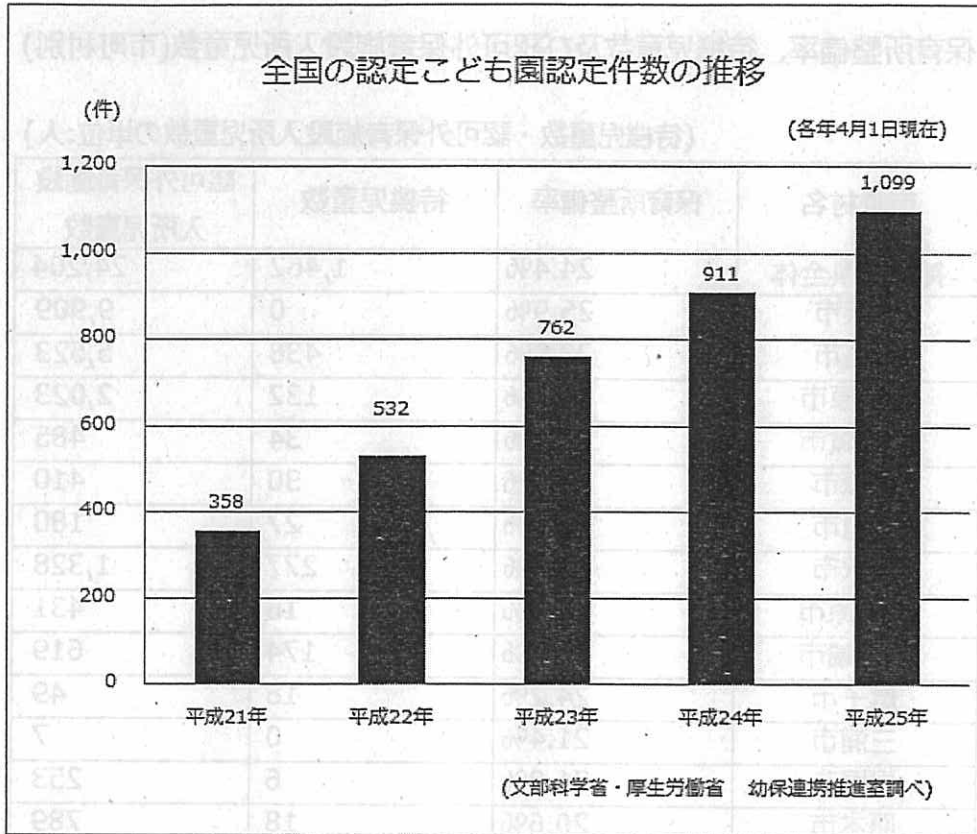
(神奈川県次世代育成課作成)

※保育所整備率=認可保育所定員数/就学前児童数×100

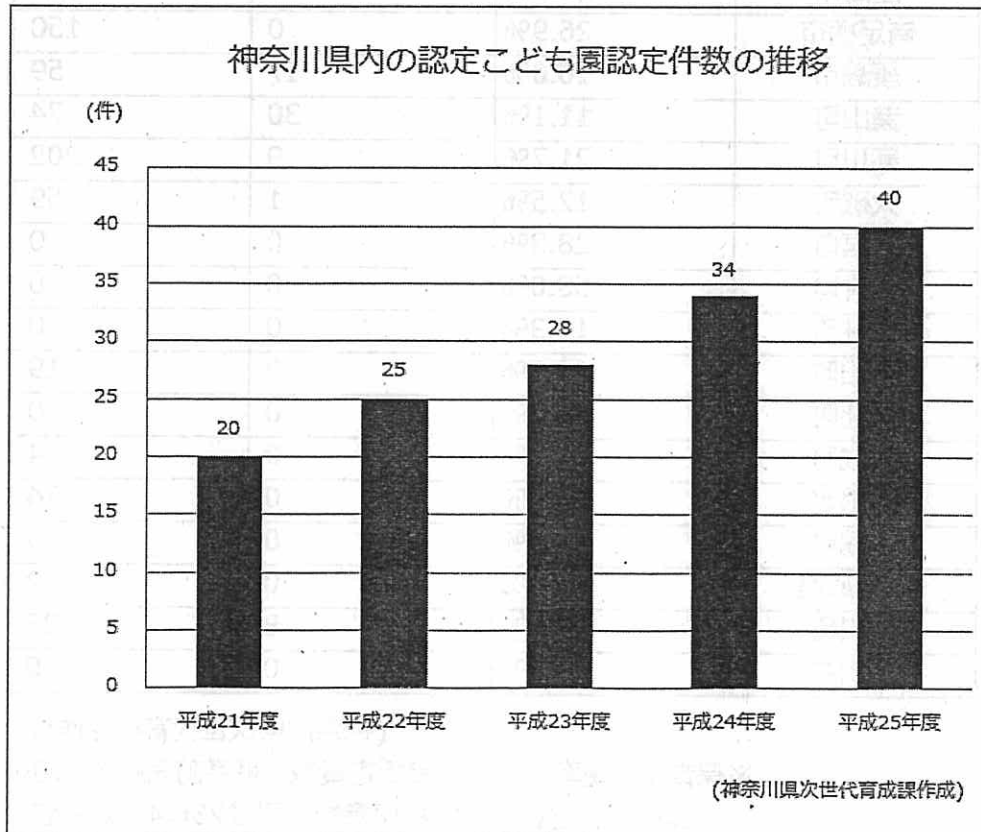
※保育所整備率・待機児童数:平成25年4月1日現在

※認可外保育施設入所児童数:平成24年3月31日現在

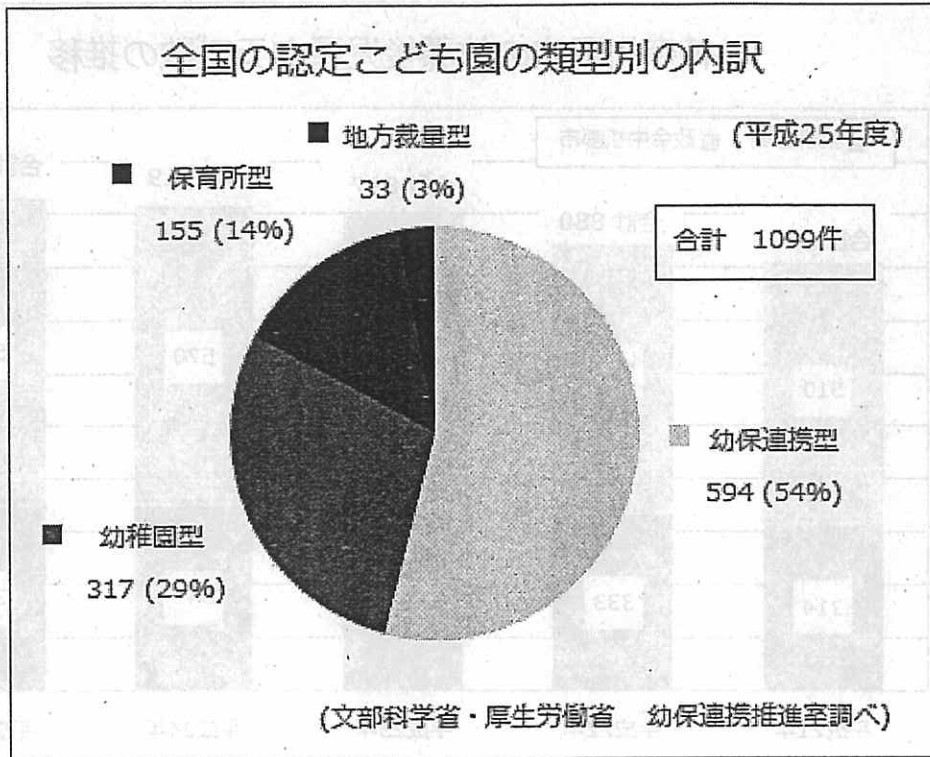
15 全国の認定こども園認定件数の推移



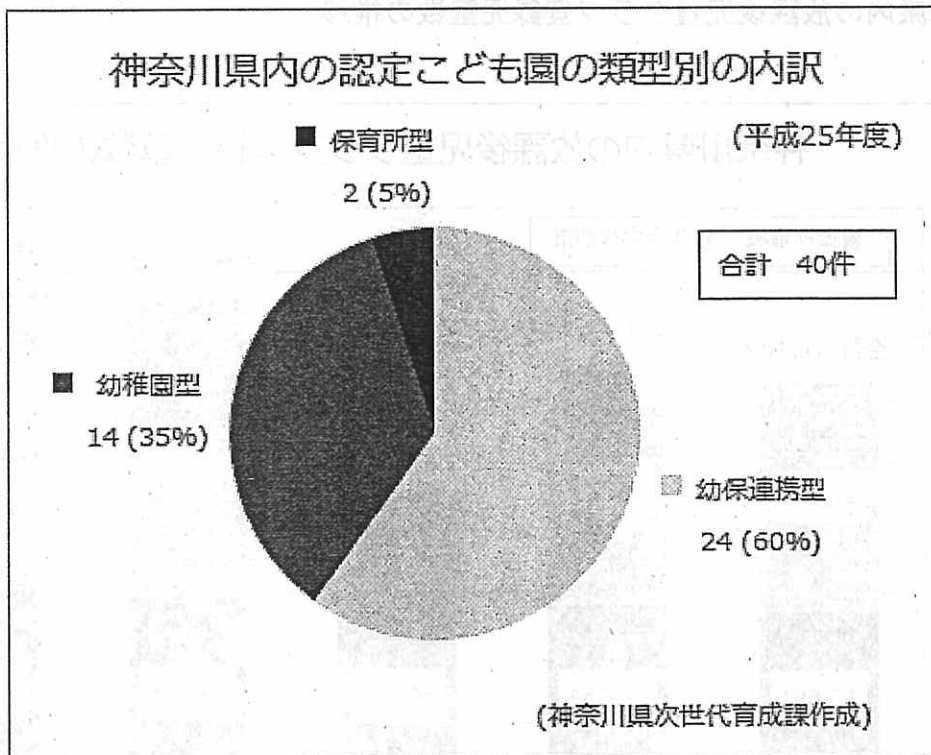
16 神奈川県内の認定こども園認定件数の推移



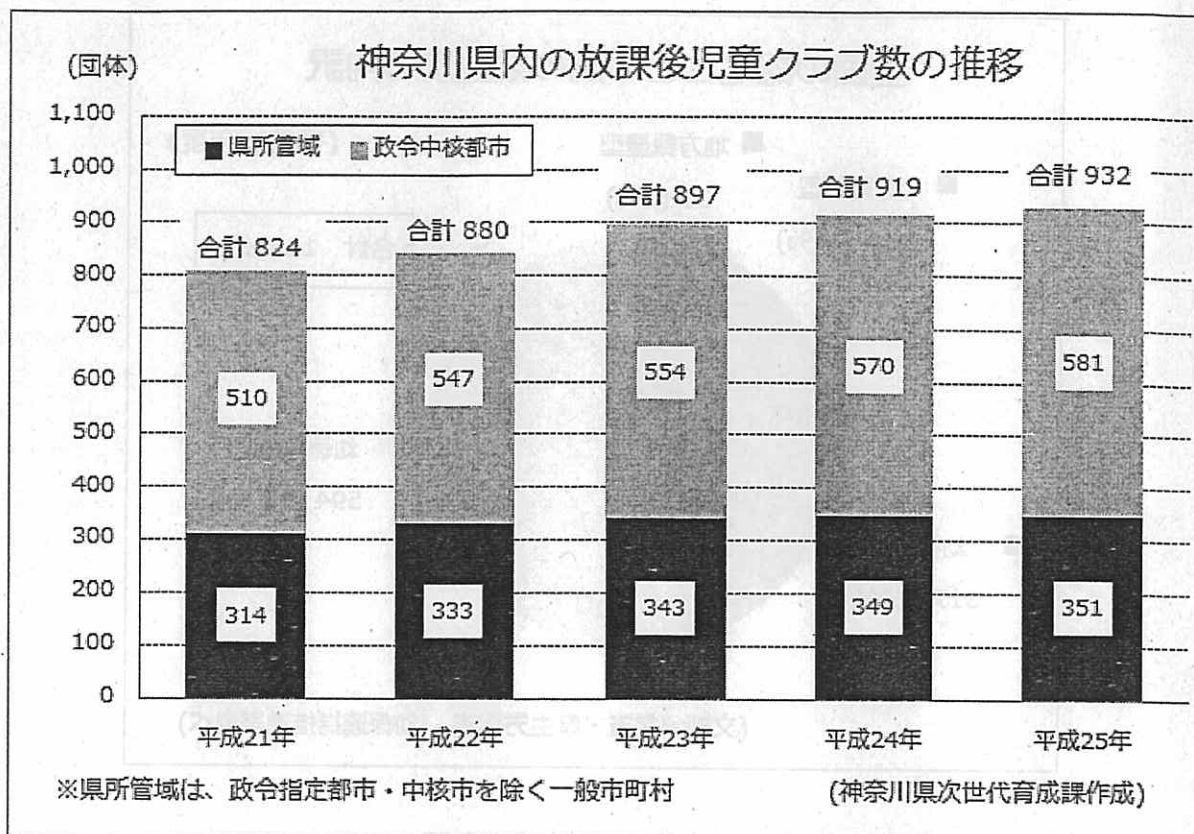
17 全国の認定こども園の類型別の内訳



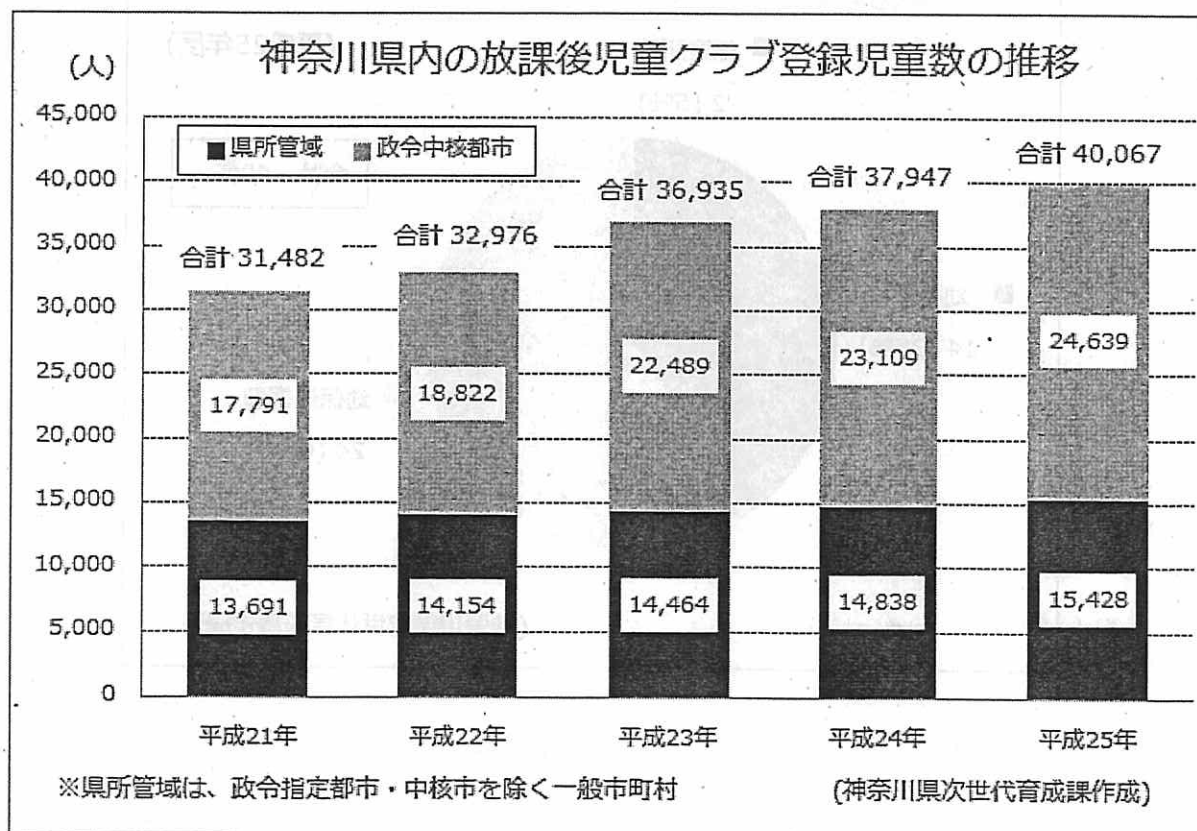
18 神奈川県内の認定こども園の類型別の内訳



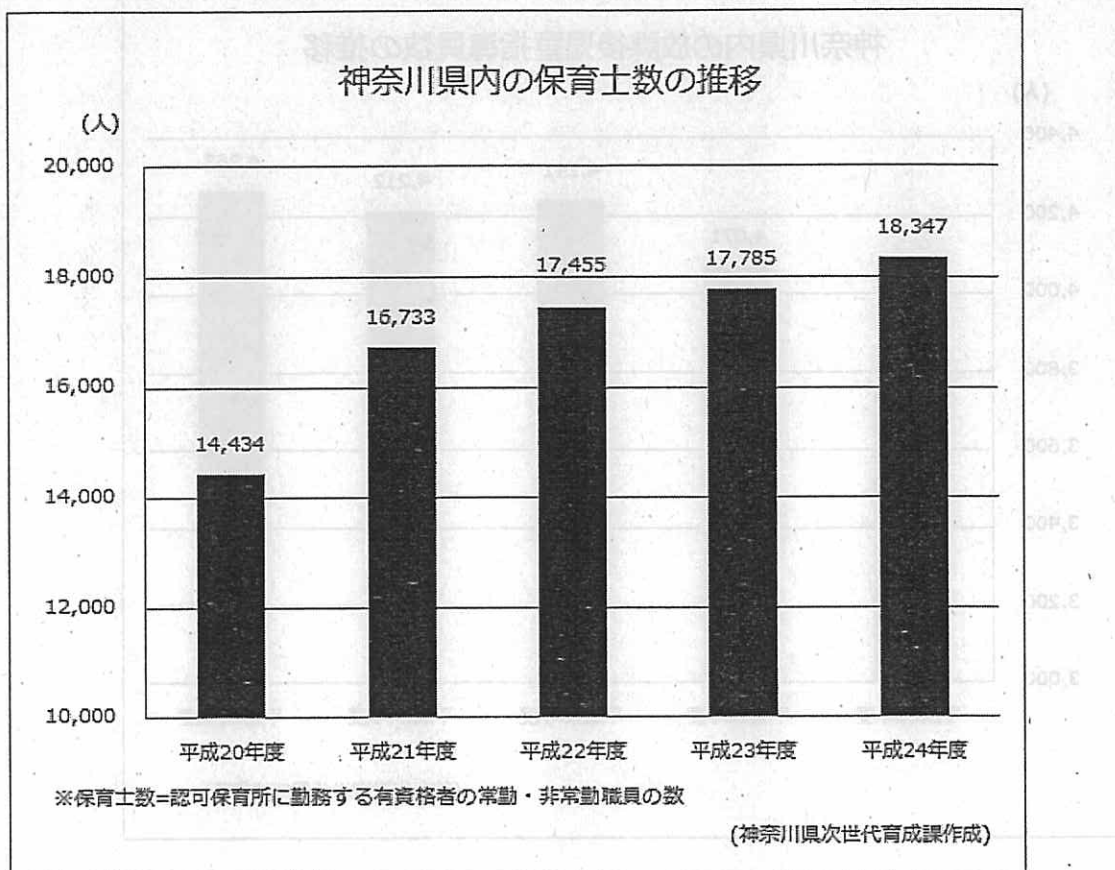
19 神奈川県内の放課後児童クラブ数の推移



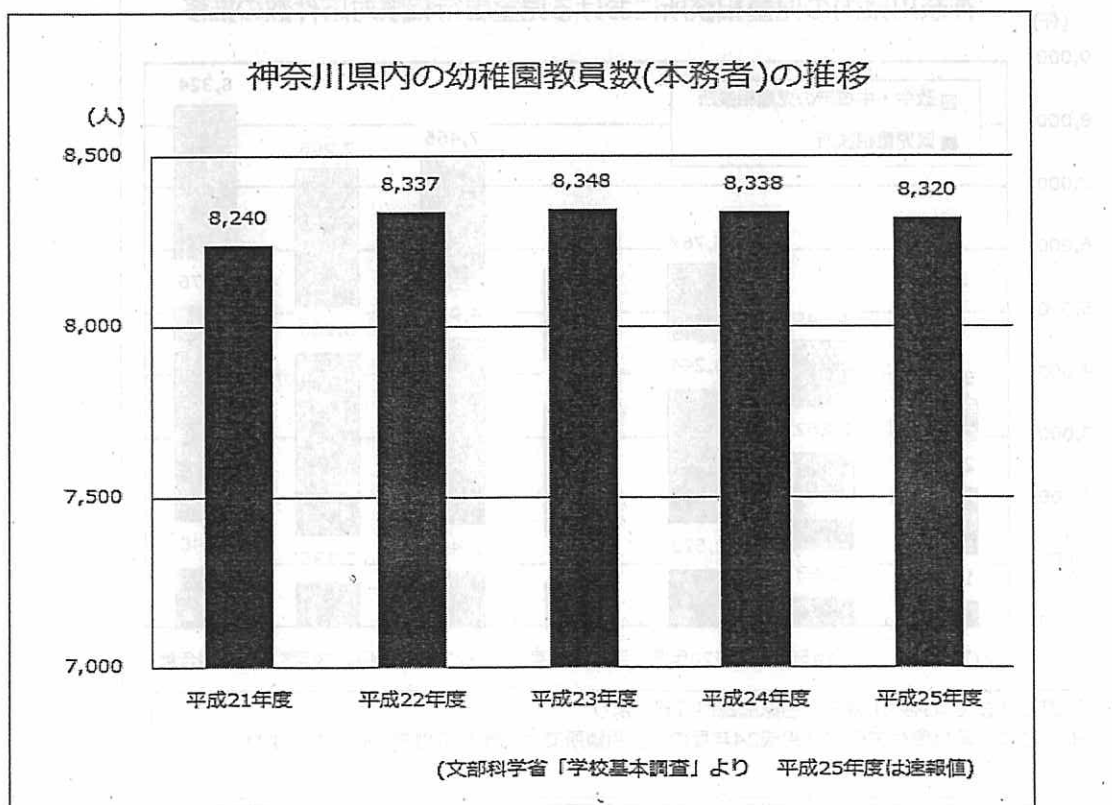
20 神奈川県内の放課後児童クラブ登録児童数の推移



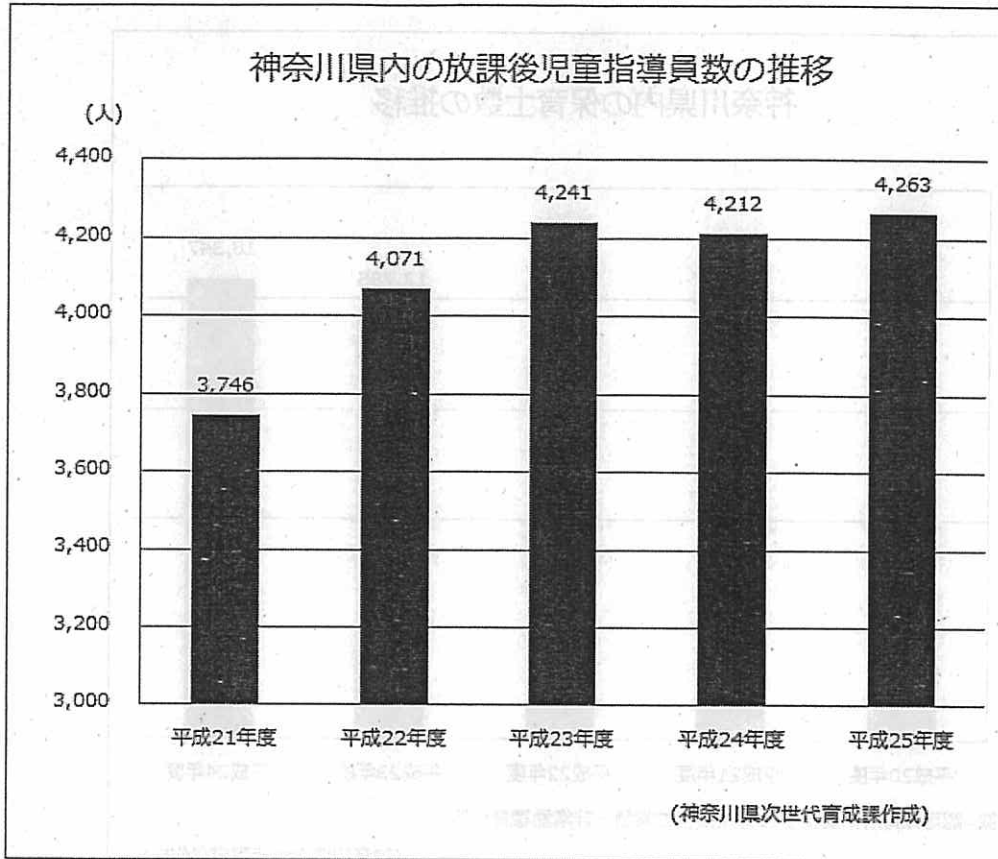
21 神奈川県内の保育士数の推移



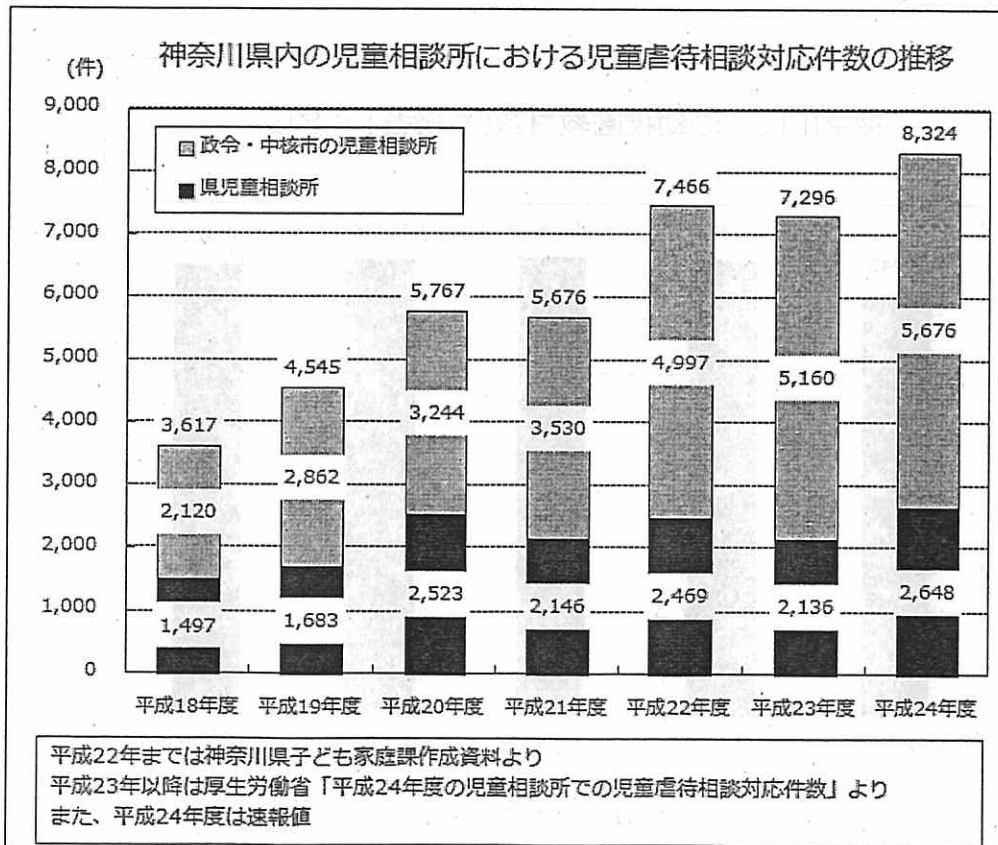
22 神奈川県内の幼稚園教員数(本務者)の推移



23 神奈川県内の放課後児童指導員数の推移



24 神奈川県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



ひとり親家庭の状況

(単位：世帯 △は減少を表す)

| 区分 | | 平成17年調査 | | 平成22年調査 | | 増減 | |
|------|--------|---------|--------|-----------|--------|---------|-------|
| | | 全国 | 神奈川県 | 全国 | 神奈川県 | 全国 | 神奈川県 |
| 母子世帯 | 母子世帯のみ | 749,048 | 42,711 | 755,972 | 44,412 | 6,924 | 1,701 |
| | 両親等を含む | - | - | 1,081,699 | 60,556 | - | - |
| 父子世帯 | 父子世帯のみ | 92,285 | 6,265 | 88,689 | 6,547 | △ 3,596 | 282 |
| | 両親等を含む | - | - | 204,192 | 11,756 | - | - |

※両親等を含む世帯は、平成22年調査から調査対象とした。
(総務省 平成22年「国勢調査」より)

子ども・子育て支援新制度におけるサービス

地域子ども・子育て支援事業

【妊娠期～主に乳児期】

- 妊婦健診
- 乳児家庭全戸訪問事業
(こんにちは赤ちゃん事業 等)
- 養育支援家庭訪問事業



【主に乳幼児期】

- 地域子育て支援拠点事業
(子育て支援センター、
子育てひろば 等)
- 一時預かり事業



【学童期】

- 放課後児童
健全育成事業
(放課後児童
クラブ 等)



【就学前】 ○延長保育事業 ○夜間保育事業 ○休日保育事業

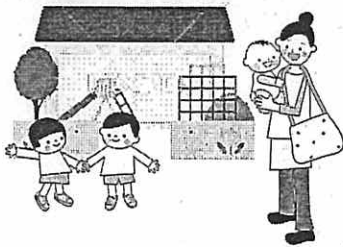
【就学前・就学児】 ○病児・病後児保育事業 ○ファミリー・サポート・センター事業
○トワイライトステイ事業 ○ショートステイ事業

利用者支援事業

子ども・子育て支援給付

施設型給付

保育所【0歳～就学前】

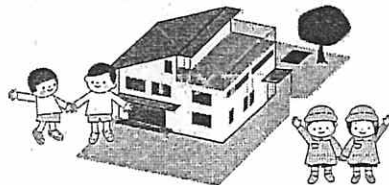


幼稚園【3歳～就学前】



認定こども園

【0～就学前の間、園により異なる】



地域型保育給付

【主に0～3歳】

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育
(地域開放型：従業員以外の
地域の子どもも受入)



児童手当

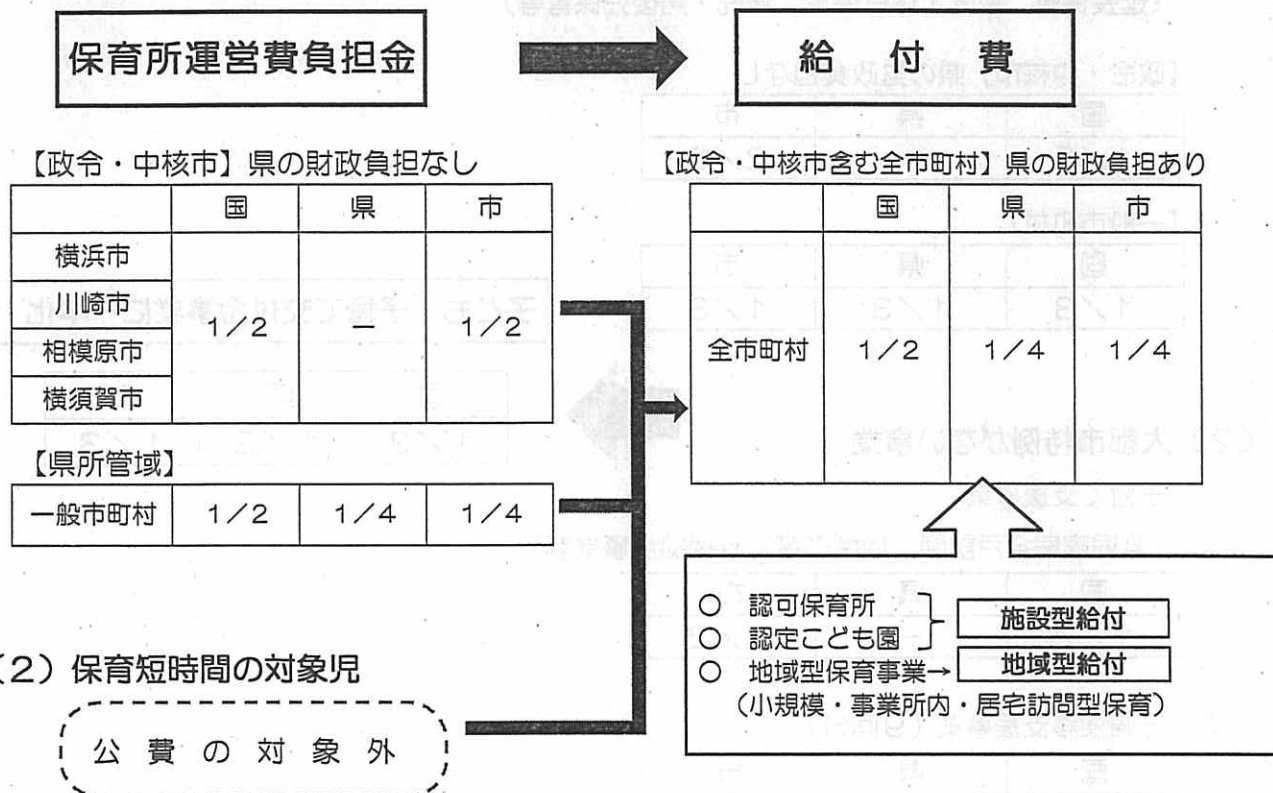
子ども・子育て支援
新制度の対象外

- ・私学助成の幼稚園
- ・幼稚園型認定こども園(現行制度の継続を希望する園)
- ・事業所内保育(従業員の子ども専用)
- ・その他の認可外保育施設
- ・放課後子ども教室

新制度における財政負担の変更点

1 保育関係の公費 : 2号認定児、3号認定児（公立園除く）

(1) 保育標準時間の対象児



2 教育関係の公費 : 1号認定児（公立園除く）

(1) 私立幼稚園経常費補助（私学助成）

○ 学校法人立（国庫補助）

| | 国 | 県 | 市 |
|-----|-------|-------|---|
| 全県域 | 13.0% | 87.0% | - |

○ 学校法人立以外（県単補助）

| | 国 | 県 | 市 |
|-----|---|--------|---|
| 全県域 | - | 100.0% | - |

(2) 私立幼稚園就園奨励費補助 (所得制限あり)

| | 国 | 県 | 市 |
|-----|-------|---|-------|
| 全県域 | 20.3% | - | 79.7% |

(1) 給 付 費

本来の制度

| | 国 | 県 | 市 |
|-----|-----|-----|-----|
| 全県域 | 1/2 | 1/4 | 1/4 |

当分の間の措置

| | 国 | 県 | 市町村 |
|---------|-----|-----|-----|
| 全国共通給付 | 1/2 | 1/4 | 1/4 |
| 地方単独給付※ | | 1/2 | 1/2 |

※ 地域において標準的に必要となる水準を国が提示

3 地域子ども・子育て支援関係の公費

(1) 大都市特例がある事業

- ① 放課後児童健全育成事業
- ② 特別保育事業費補助
(延長保育、夜間・休日保育、病児・病後児保育等)

【政令・中核市】県の財政負担なし

| 国 | 県 | 市 |
|-----|---|-----|
| 1/3 | — | 2/3 |

【一般市町村】

| 国 | 県 | 市 |
|-----|-----|-----|
| 1/3 | 1/3 | 1/3 |

子ども・子育て交付金事業に一本化



| 国 | 県 | 市 |
|-----|-----|-----|
| 1/3 | 1/3 | 1/3 |

(2) 大都市特例がない事業

- ① 子育て支援事業
(乳児家庭全戸訪問、地域子育て支援拠点事業等)

| 国 | 県 | 市 |
|-----|---|-----|
| 1/2 | — | 1/2 |

- ② 妊婦検診支援事業 (9回分)

| 国 | 県 | 市 |
|-----|---|-----|
| 1/2 | — | 1/2 |

- ③ 妊婦検診支援事業 (5回分)

| 国 | 県 | 市 |
|---|---|-------|
| — | — | 10/10 |

2 子ども・子育て支援法について

子ども・子育て支援新制度のポイント

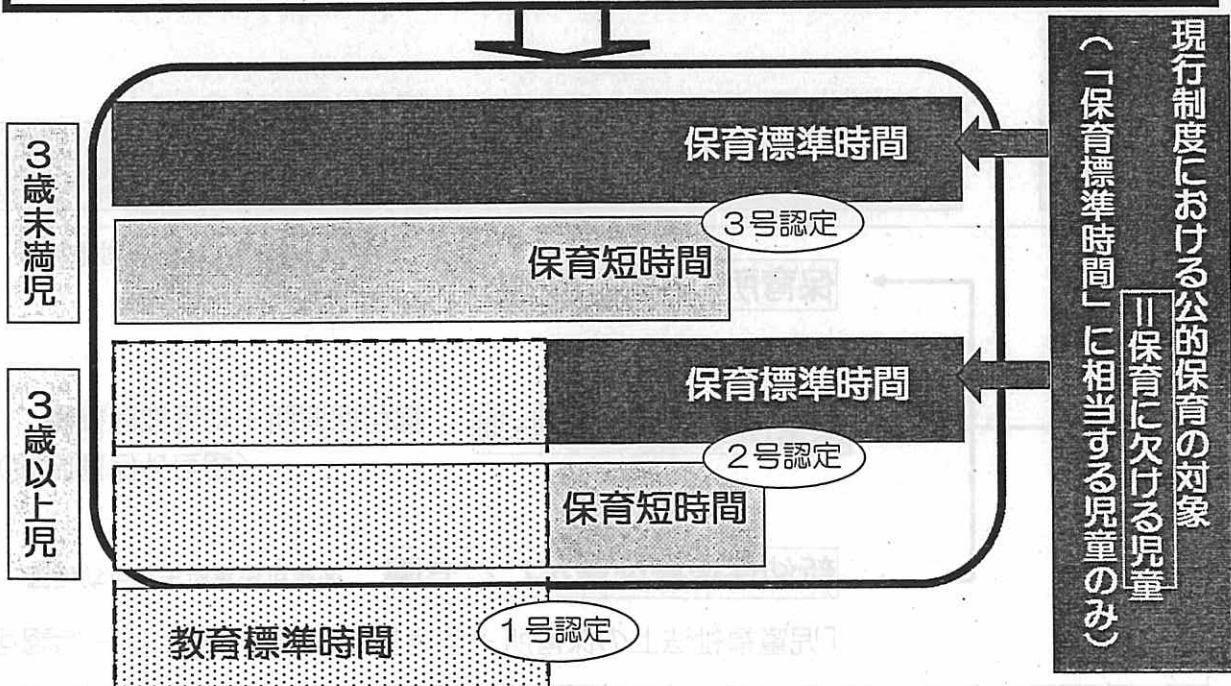
1 「教育・保育の必要量の認定」制度の導入⇒市町村が「認定証」発行

- ① 新制度では、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも、
公的保育が利用できるように、「保育の必要量の認定」が導入されます。
※保護者の就労状況等に応じて「保育標準時間」「保育短時間」の認定がされます。
※現在、国では、パートタイム、夜間、居宅内の労働（自営業、在学勤務等）、求職活動（起業準備を含む）、就学（職業訓練を含む）、育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがおり、継続利用の必要があること等についても「保育の必要性」を認めるような方向で検討が行われています。
- ② 給付対象の幼稚園・保育所等の保育料は所得に応じた月額になります。
※国が示す基準を基に、市町村が保育料を決定します。
(給付対象の幼稚園に通園の場合、幼稚園就園奨励費は受けられなくなります。)

2 「子ども・子育て支援給付」の創設

- ① 就学前の子どもの教育・保育を保障するために「給付」制度が導入されます。
※「給付」費は、国・県・市町村で必要額の手当てが必要となる義務的制度
- ② 「認定」を受けた子どもの教育・保育を行った施設・事業者は、市町村から「給付費※」を代理受領（保育所には「委託料」として支払い）
- ③ 私立幼稚園は、給付対象への移行を希望しない場合、私学助成の対象施設として継続。
(国は、26年度の早い時期希望把握を行う)

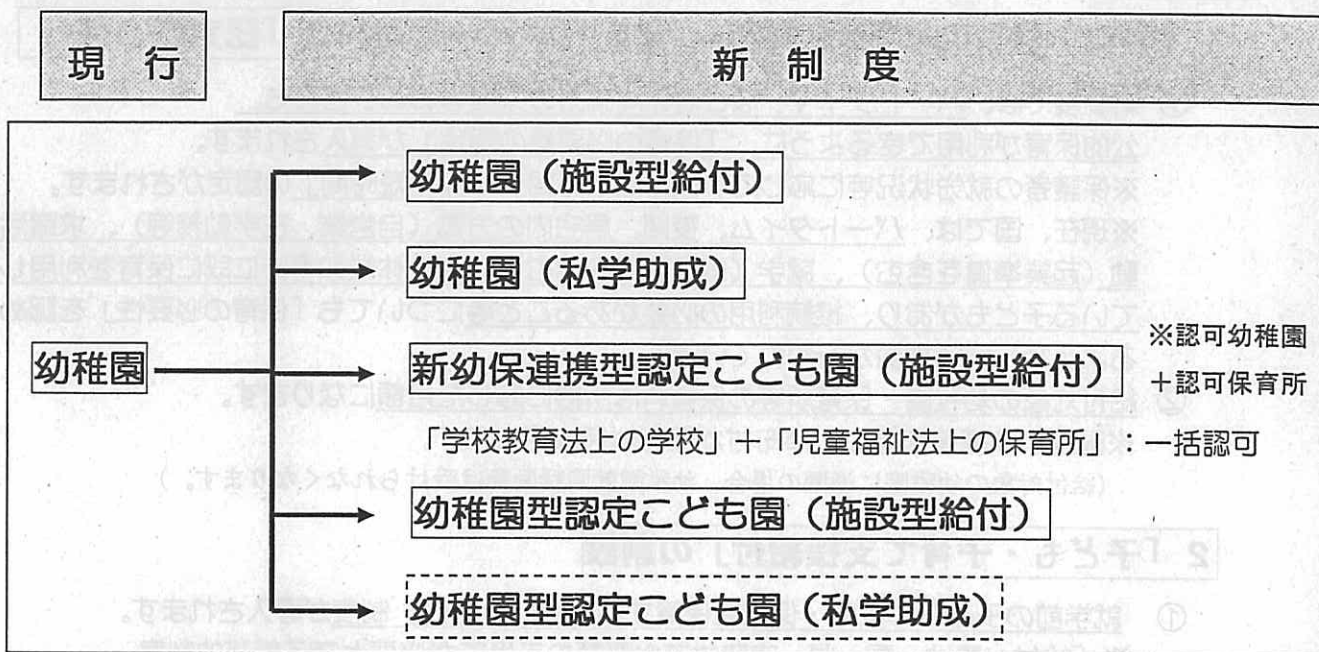
新制度における公的保育の対象＝保育を必要とする児童
(「保育標準時間」認定の児童＋「保育短時間」認定の児童)



- * 保育標準時間、保育短時間の具体的な時間の目安等は、今後、国から示される予定。
- * 教育標準時間：1日3～4時間程度の幼児教育の時間
- * 1号認定・2号認定・3号認定：子ども・子育て支援法に基づく必要量の認定区分

3 幼稚園・保育所と新制度

(1) 幼稚園

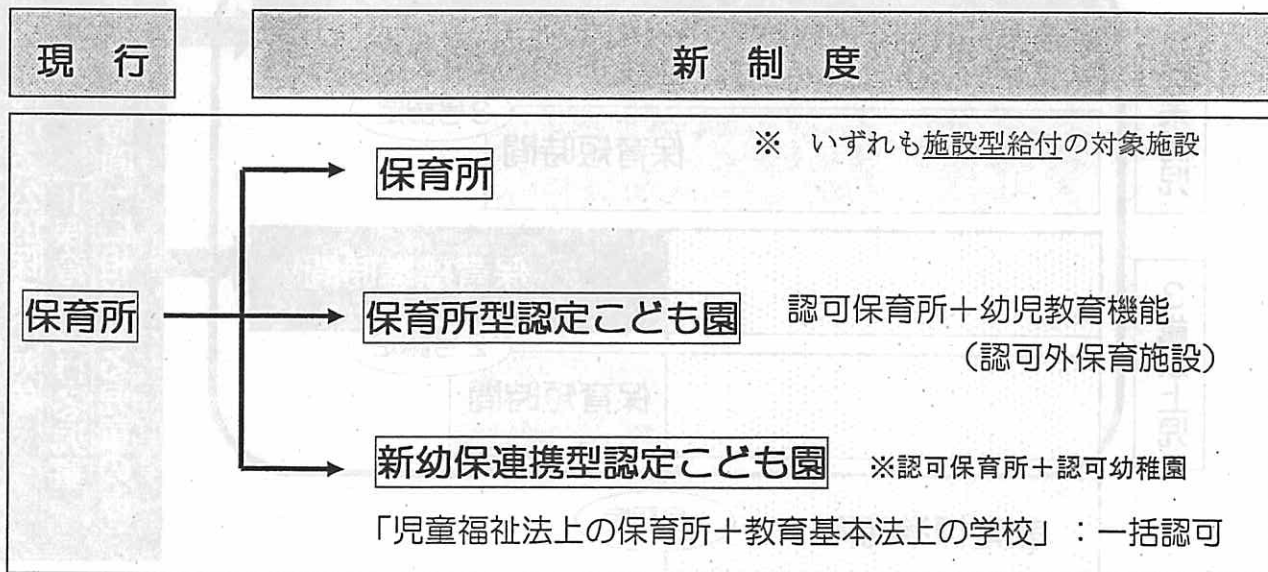


※ 幼稚園及び幼稚園型認定こども園は、新制度導入に向け、施設型給付対象施設となるか、私学助成対象施設として継続するかを選択することとなります。

また、新制度導入後に給付対象施設に移行することも可能です。

- ・国は平成 26 年夏頃までに意向調査を実施予定
- ・県は平成 26 年秋頃に意向確認を行う予定

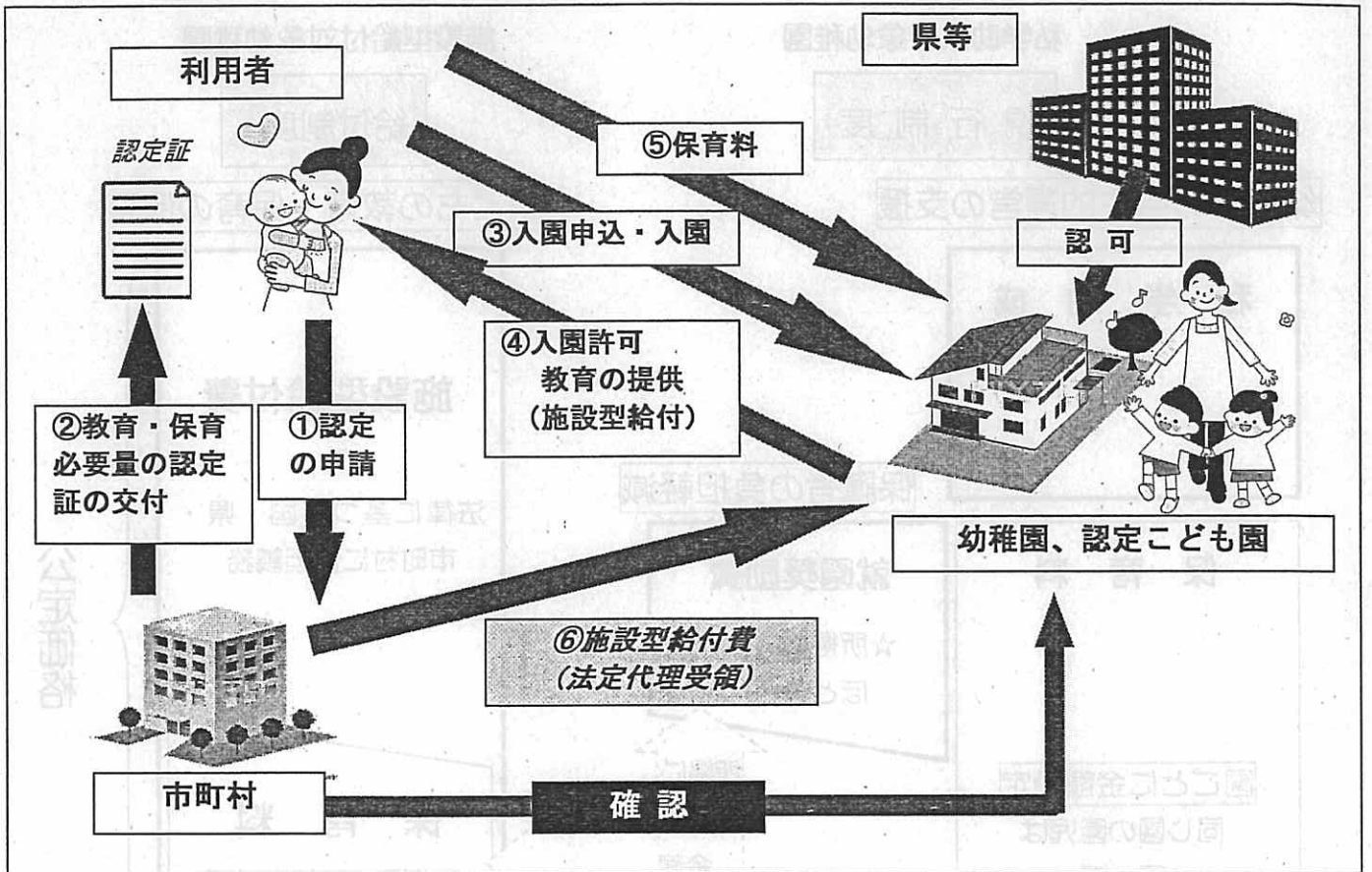
(2) 保育所



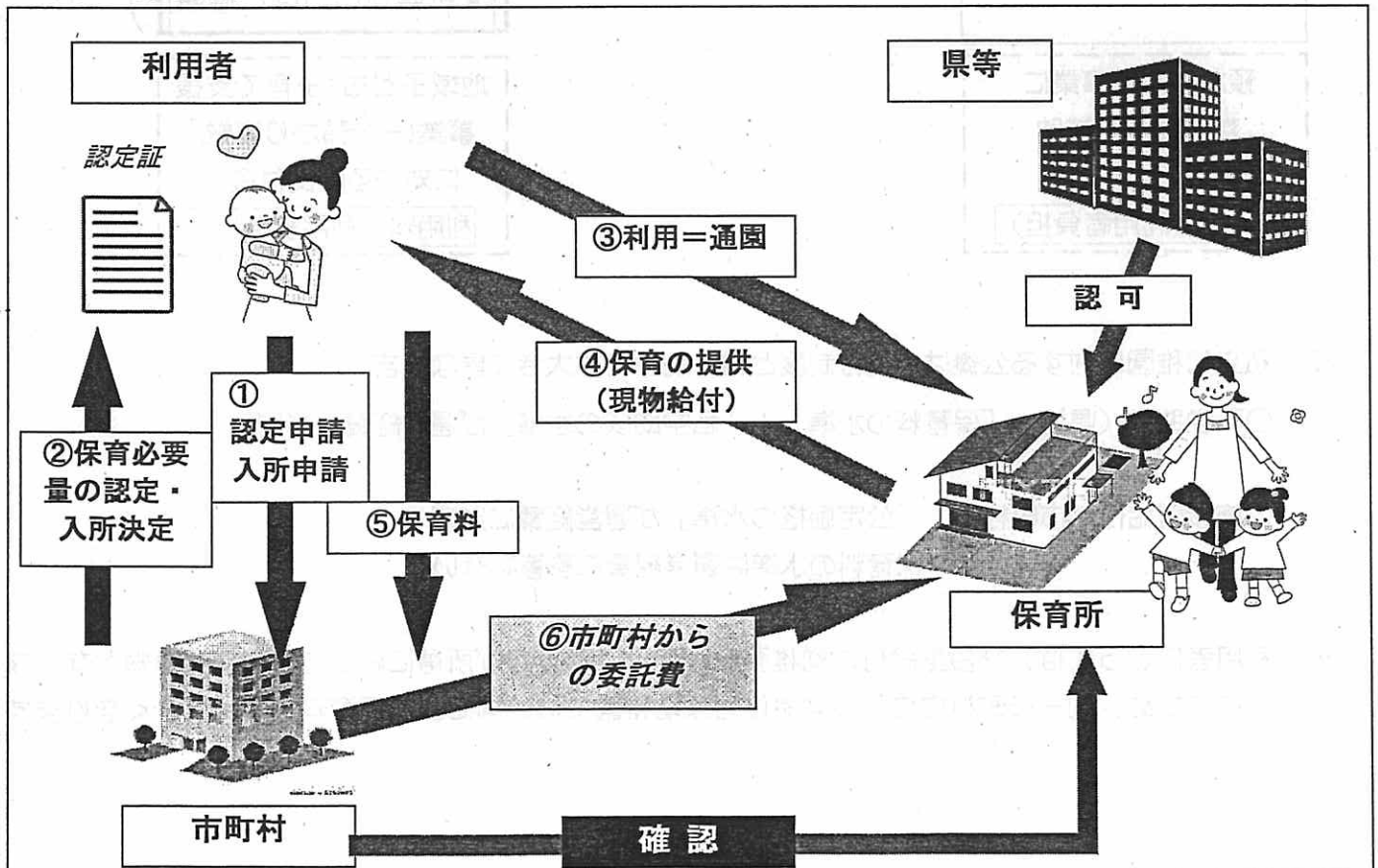
※ 特に希望しなければ、保育所として継続することとなります。
認定こども園への移行は、新制度導入後も可能です。

4 新制度における利用・公費の流れ

(1) 施設型給付幼稚園・認定こども園

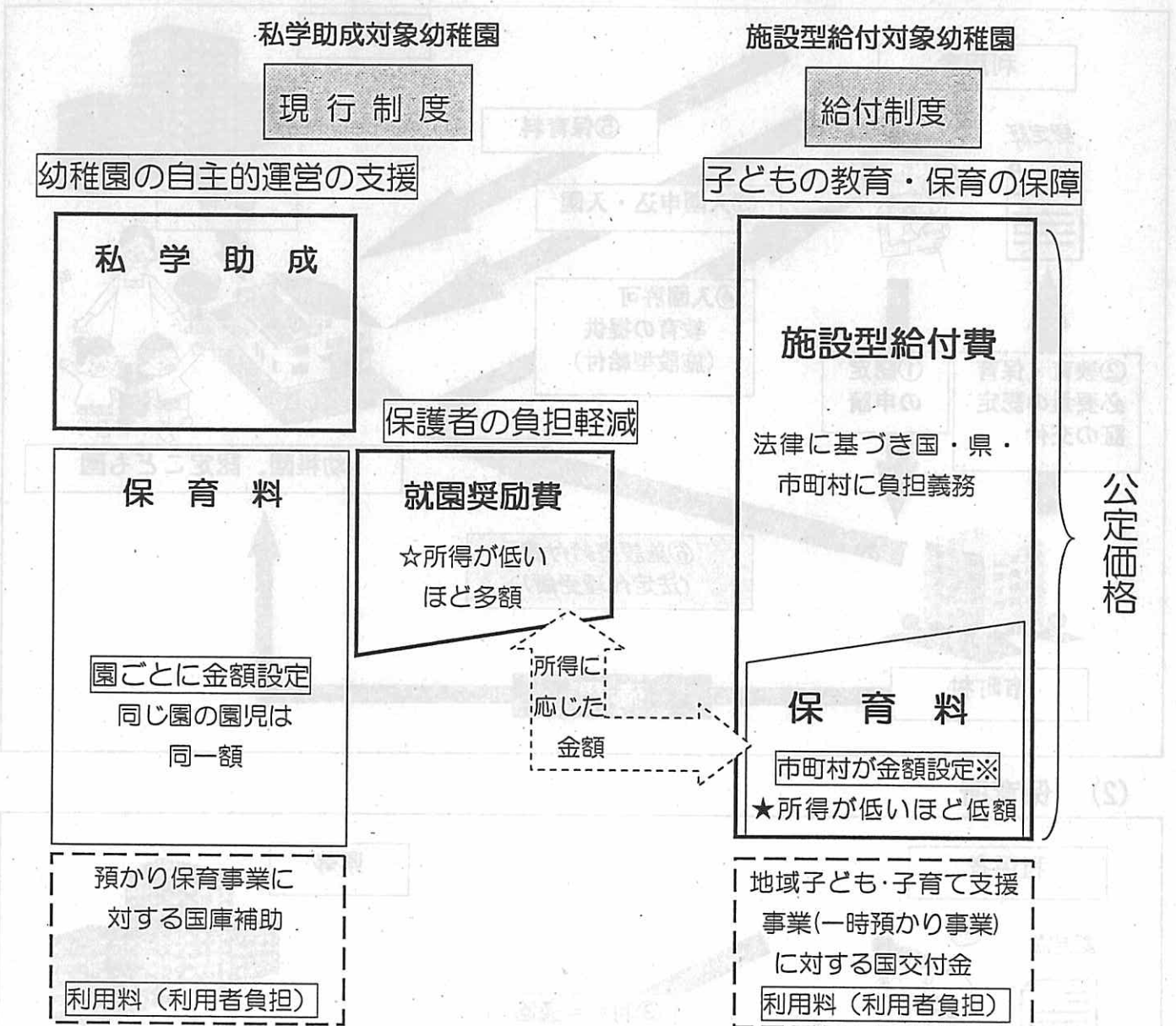


(2) 保育所



5 公費のしくみの違いのイメージ

(1) 施設型給付幼稚園



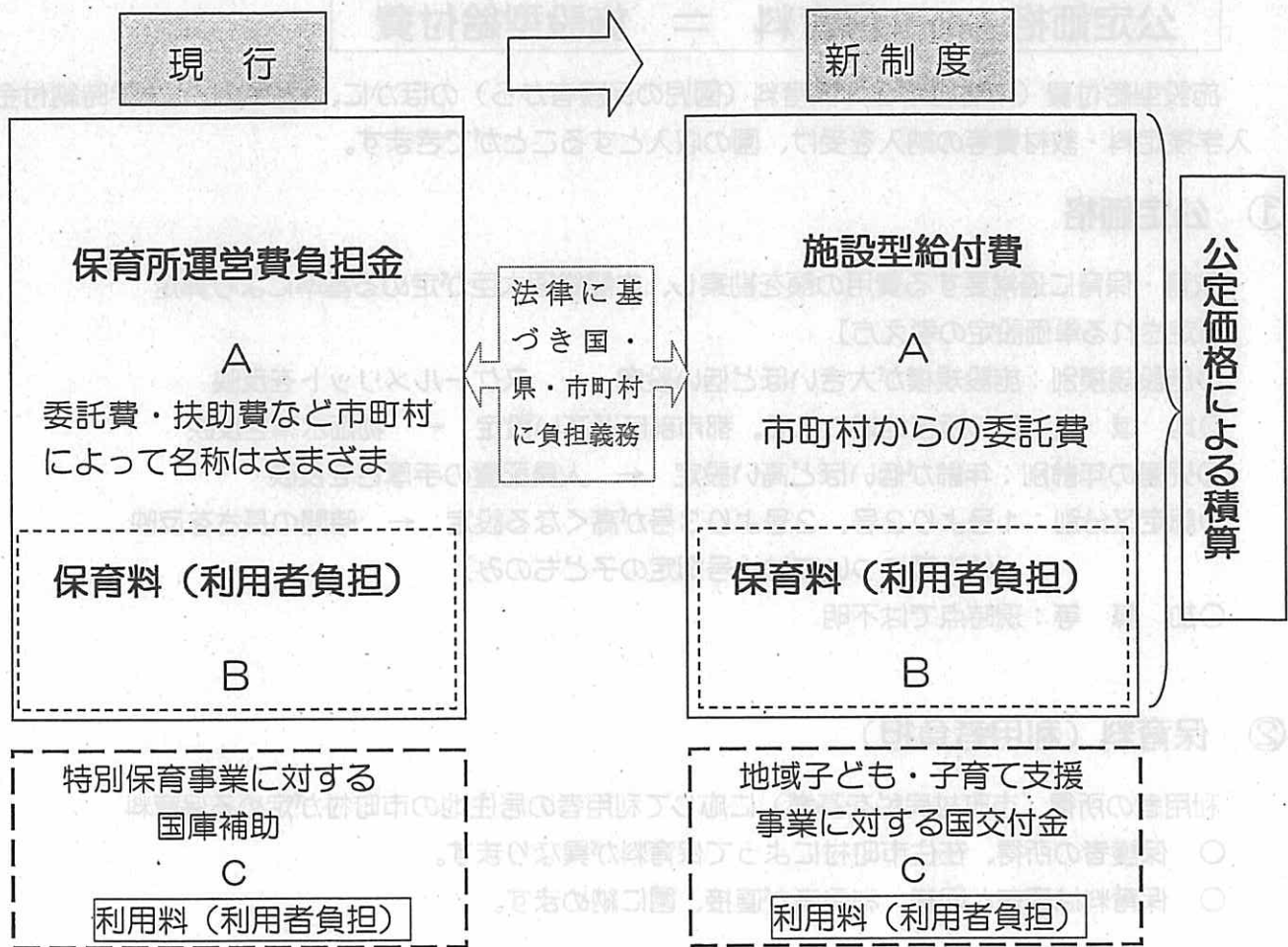
※ 私立幼稚園に対する公費は、現行制度と給付制度では大きく異なります。

○私学助成(県)：「保育料の水準」＋「私学助成の水準」が運営経費に影響

○施設型給付(市町村)：「公定価格の水準」が運営経費に影響
保育料の水準は運営経費に影響しない

※ 利用者にとっては、施設型給付の幼稚園になると、市町村が所得に応じて定めた保育料となります。このため、同一市町村内の施設型給付対象幼稚園では、園による保育料の違いはなくなります。

(2) 保育所



※ 保育所への公費の名称は変わりますが、大枠のしくみはこれまでと変わりません。

A 保育所運営費負担金 → 施設型給付費
 保育単価 → 公定価格
 年齢別×施設規模別×地域別 → 年齢別×施設規模別×地域別×認定区分別

※いずれも法定の義務的経費（国・県・市町村は必要額を確保する義務）

B 保育料（利用者負担） → 保育料（利用者負担）
 年齢別×所得階層別 → 年齢別×所得階層別×認定区分別

※これまでと同様、国の基準に基づいて市町村が保育料の金額を決定します。

C 延長保育事業や休日保育事業に対する国庫補助事業（保育対策等促進事業）

↓

「地域子ども・子育て支援事業」（延長保育事業等含む）に対する国交付金事業

6 施設型給付の算定方法

公定価格 - 保育料 = 施設型給付費

施設型給付費（市町村から）保育料（園児の保護者から）のほかに、保護者から入学時納付金・入学検定料・教材費等の納入を受け、園の収入とすることができます。

① 公定価格

教育・保育に通常要する費用の額を勘案し、内閣総理大臣が定める基準により算定

【想定される単価設定の考え方】

- 施設規模別：施設規模が大きいほど低い設定 ← スケールメリットを反映
- 地域別：園の所在地域による。都市部ほど高い設定 ← 物価水準を反映
- 児童の年齢別：年齢が低いほど高い設定 ← 人員配置の手厚さを反映
- 認定区分別：1号より2号、2号より3号が高くなる設定 ← 時間の長さを反映
(幼稚園については1号認定の子どものみ)
- 加算等：現時点では不明

② 保育料（利用者負担）

利用者の所得（市町村民税を基準）に応じて利用者の居住地の市町村が定める保育料

- 保護者の所得、在住市町村によって保育料が異なります。
- 保育料は現在と同様、利用者が直接、園に納めます。

③ 施設型給付費

- 利用者の在住市町村に請求し、在住市町村から園に支払われます。（毎月支払い）

* 施設型給付費の算定イメージ（施設型給付対象の幼稚園の場合）

園児数は当該月の初日在籍児童数、園の規模・所在地に応じた単価表の単価で計算

公定価格に基づく教育・保育経費の合計

3歳児 公定価格単価 × 3歳児数

4歳児 公定価格単価 × 4歳児数

5歳児 公定価格単価 × 5歳児数

-

保育料収入合計

=

施設型給付費

3歳児 第○階層保育料 × 該当園児数

第△階層保育料 × 該当園児数

第◇階層保育料 × 該当園児数

4歳児 第○階層保育料 × 該当園児数

第△階層保育料 × 該当園児数

第◇階層保育料 × 該当園児数

5歳児 第○階層保育料 × 該当園児数

第◇階層保育料 × 該当園児数

3 改正児童福祉法について

改正児童福祉法について

1. 保育所認可制度の改正

保育所の認可については、現行の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正され、平成 27 年度から施行予定。

【現行】児童福祉法第 35 条

都道府県知事の認可[※]（公立保育所は届出）を得て保育所を設置することができる。

※ 大都市特例によって政令市（横浜市・川崎市・相模原市）、中核市（横須賀市）においては市長が認可を行う。

※ 保育所の設備・運営に関する基準（県・政令市・中核市が、それぞれの条例で国の省令基準を踏まえて定めている）を満たすことが必要。

厚生労働省通知

- ① 保育サービスに対する需要の分析・推計を踏まえ、市町村が必要と認めたものであること
 - ② 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること
 - ③ 経営者が社会的信望を有すること
 - ④ 職員が児童福祉施設等で2年以上の勤務経験があること 等
 - ⑤ 不正又は不誠実な行為をする恐れがないこと
 - ⑥ 財務内容が適正であること
- ※ ②～⑥は社会福祉法人・学校法人以外の者が保育所を設置する場合

【改正】児童福祉法第 35 条

保育所の認可にあたっては条例で定める基準への適合に加え、以下について審査。

- (1) 社会福祉法人、学校法人以外の者には、①経済的基礎 ②経営者の社会的信望 ③実務を担当する職員の社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
- (2) その上で欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除いて原則認可する。

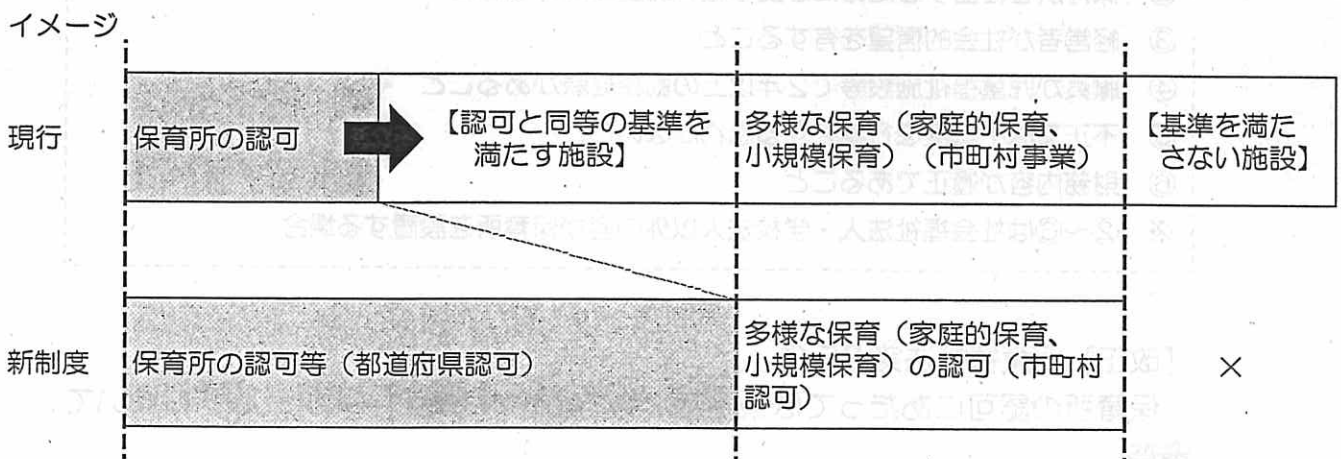
欠格事由

- ① 申請者が禁固以上の刑に処せられ執行猶予中
- ② 学校教育法等により罰金等の刑に処せられ、執行猶予中
- ③ 労働に関する法律により罰金等の刑に処せられ、執行猶予中
- ④ 認可を取り消され、5年を経過しない
- ⑤ 申請者と密接な関係を有する者が、認可を取り消され、5年を経過しない
- ⑥ 認可の取消前に保育所を廃止してから5年を経過しない
- ⑦ 児福法46条の検査から聴聞決定までに保育所を廃止してから5年を経過しない
- ⑧ への通知前に法人の役員であった場合等
- ⑨ 申請前5年以内に保育に関し不正又は不当な行為をした者
- ⑩ ①～④、⑥～⑨の役員であった者
- ⑪ ①～④、⑥～⑨の管理者であった者

需給調整が必要な場合

「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定める必要利用定員に達している場合は認可しないことができる」（同法第35条第8項）

- (3) 都道府県は、市町村と協議し、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を図る。
- (4) 認可にあたっては予め児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。



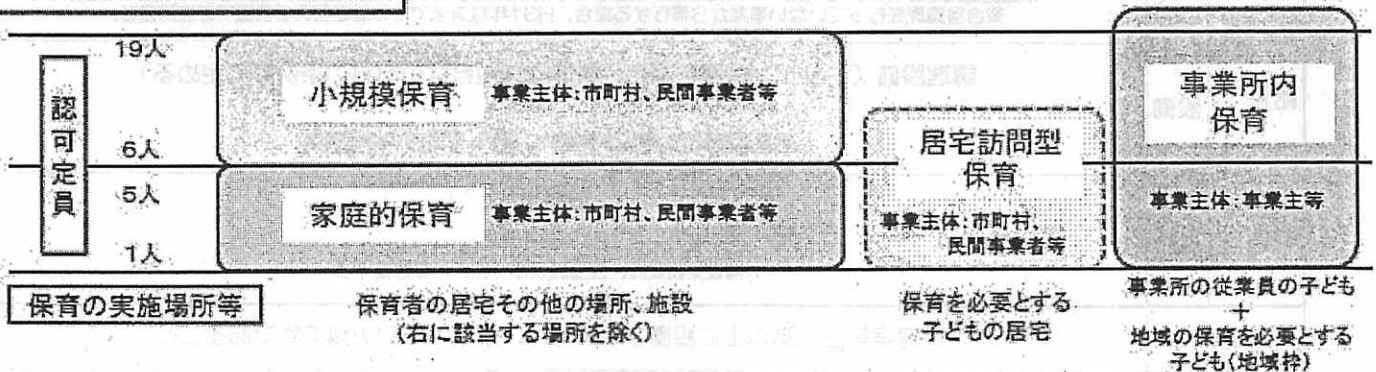
2. 地域型保育事業の創設

子ども・子育て支援新制度では、保育について多様な施設や事業の中から利用者が選択できるよう、保育所・幼稚園・認定こども園を対象とする公的給付に加え、公的給付の対象となる地域型保育事業を創設し、市町村の認可事業として児童福祉法に位置付ける。

(1) 地域型保育事業の類型

| 事業名 | 利用定員 | 概要 |
|---------|---------------|--|
| 小規模保育事業 | 6人以上 19人以下 | 保育士又は保育従事者が、満3歳未満の児童を施設において保育する事業 |
| 家庭的保育 | 5人以下 | 定められた研修を修了した家庭的保育者が、満3歳未満の児童を保育者の居宅等において保育する事業 |
| 居宅訪問型保育 | 定めなし | 家庭的保育者が満3歳未満の児童を、児童の居宅において保育する事業 |
| 事業所内保育 | 定めなし | 事業所内において、従業員の児童のほか、地域の子どもも受け入れて保育する事業 |

地域型保育事業の位置付け



(2) 地域型保育事業の認可基準

- ① 小規模保育事業 P26 の別表のとおり
- ② その他事業 国子ども・子育て会議基準検討部会で検討中 (P27~P31)

別表1

小規模保育事業の主な基準について

(平成25年8月29日 子ども・子育て会議資料に基づき作成)

| | A型【分園型】 | B型【中間型】 | C型【グループ型】 |
|----------|---|---|-----------------------------|
| 基本的性格 | 保育所分園に近い類型 | A・Cの中間 | 家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型 |
| 保育従事者の資格 | 保育士 | 保育士 ＋ 保育従事者 (研修受講が必要) | 家庭的保育者 (研修受講が必要) |
| 職員数 | 0歳児 3:1 1～2歳児 6:1 上記に加え1名追加配置 | A型と同じ ただし保育士の比率は1/2以上 (比率が上がれば給付額が上昇) | 0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2) |
| 保育室等 | 設備 | 0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室 | |
| | 面積 | 0・1歳児 3.3㎡/人以上 2歳児 1.98㎡/人以上 | 0～2歳児 3.3㎡/人以上 |
| 屋外遊戯場 | 設備 | 屋外遊戯場（他の公的施設の敷地その他付近の敷地で代替可能） | |
| | 面積 | 2歳児 3.3㎡/人以上 | |
| 給食 | 調理 | 自園調理 ※連携施設等から搬入可（同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院等からの搬入も可） ※自園調理を行っていない事業から移行する場合、H31年度末までに体制を整える前提で経過措置有。 | |
| | 設備 | 調理設備（キッチン程度を想定、具体的な内容は市町村の条例等で定める） ※連携施設から搬入する場合、加熱、保存等の調理機能 | |
| | 職員 | 調理員 ※調理業務委託、連携施設から搬入の場合は不要 | |
| 耐火基準 | 保育室等を2階以上に設置する場合は、耐火・準耐火建築物であること | | |
| 非常災害設備 | ・消火器等の消火器具 ・非常警報器具 ・手すり等の乳幼児の転落防止措置（保育室等を2階以上に設置する場合） | | |
| 避難階段 | 認可外保育施設の基準と同様 | | |
| 連携施設 | 連携施設（認可保育所・認定こども園・幼稚園）の設定が必要 (連携施設：保育内容の支援、卒園後の受皿の役割を担う施設) ※連携施設の設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、設定を求めないことができる。 ※連携施設との調整が難航した場合、市町村が調整を行う。 | | |

※太字部分：従うべき基準（条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、異なる内容を定めることは許されないもの。ただし、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容される。）

※他の部分：参酌基準（地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。）

地域型保育事業について

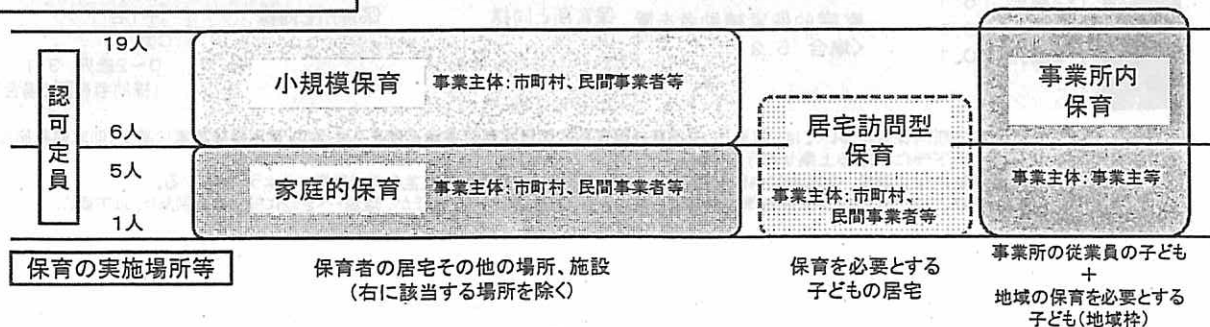
（小規模保育事業以外の事業を中心に）

平成25年10月18日

1. 地域型保育事業の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしている。
 - ◇小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
 - ◇家庭的保育（利用定員5人以下）
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）においても、待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の子どもであることを踏まえ、保育所や認定こども園に加え、こうした多様な保育事業も併せて、施策の拡充を図っていくこととされている。

地域型保育事業の位置付け



3. 家庭的保育事業等の認可基準について

(1) 概要

- 家庭的保育事業等では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、
 - ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとする
こととしている(保育所に関する認可制度と同様)。
- 家庭的保育事業等の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。
- 国が定める基準については、
 - ア 「職員の資格、員数」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
 - イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。
特に、「保育室及びその面積(面積基準)」については、地域の実情に応じて、公的空間等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」としている。
- 家庭的保育事業等については、現行の類似の事業や地域の実情を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた基準を新たに設定することが必要であり、地域型保育事業の実態調査等を踏まえ、検討を進める。
※基準の設定に当たっては、特に、既存施設・事業等からの移行に当たって、経過措置の検討を併せて行うことが必要。

3

4. 認可基準の具体的な各項目について

(1) 職員数・資格要件

<現状>

| | 保育所 | 家庭的保育 | 事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設 ※1, 2) | 認可外保育施設 | 小規模保育※3 |
|-------------|---|---|----------------------------------|-----------------|---|
| 保 育 者 | 保育士 ※0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可 | 家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 | 保育所と同様 (※除く) | 3分の1以上が保育士又は看護師 | A型:保育士 B型:2分の1以上が保育士 C型:家庭的保育者 ※A型、B型については、保育所と同様の特例あり |
| 職 員 数 | 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 | 乳幼児(全年齢) 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2 | 保育所と同様 | 保育所と同様 | A型、B型 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名 C型 0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2) |

- ※1 事業所内保育については、原則として認可外保育施設の指導監督基準適用を受けるが、雇用保険事業に基づく助成対象施設については、ガイドラインによる上乗せを行っている。
- ※2 病院内保育施設、介護施設内保育施設は、児童福祉施設の設備及び運営基準を尊重するよう求めている。
- ※3 平成25年8月29日第4回基準検討部会における対応方針案より(このほか、難島・へき地に関する特例あり。以下同じ。)

4

(2) 設備・面積基準

<現状>

| | 保育所 | 家庭的保育 | 事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設) | 認可外保育施設 | 小規模保育 |
|----|--|-----------------------------------|---|--------------------------|--|
| 設備 | 0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳以上児 保育室又は遊戯室 | 保育を行う専用居室 | 0・1歳児 乳児室 2歳以上児 保育室 | 保育室 | 0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳以上児 保育室 |
| | 医務室 | | 安静室(体調不良児対応型を行う 場合) 2人以上の横臥が可能で あり、1人1.98㎡以上 | | |
| | 屋外遊戯場 ※付近の代替地可 | 同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 ※付近の代替地可 | | | 屋外遊戯場 ※付近の代替地可 |
| 面積 | 乳児室 1人1.65㎡ ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡ ※平成26年度末まで大都市特例 あり | 1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要) | 乳児室 1人1.65㎡ 保育室 1人1.98㎡ ※両室の区画を求める | 1人1.65㎡以上 ※0歳児の区画を求める | A型・B型 乳児室/ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡ C型 すべて1人3.3㎡ |
| | 屋外遊戯場 1人3.3㎡(2歳 児) | 適当な広さ | | | 屋外遊戯場 1人3.3㎡ (2歳児) |

11

(3) 給食(自園調理)

<現状>

| | 保育所 | 家庭的保育 | 事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設) | 認可外保育施設 | 小規模保育 |
|----|--|--------|-------------------------|----------------------------|------------------------------------|
| 給食 | 自園調理 *3歳以上児は外部搬入可能 *公立は特区により3歳未満 児も外部搬入可能 | 外部搬入可能 | 外部搬入可能 | 外部搬入可能 | 自園調理※ 連携施設等からの搬 入可 |
| 設備 | 調理室 *外部搬入を行う場合、調理 設備 | 調理設備 | 調理室 | 調理室 *外部搬入を行う場合、調 理設備 | 調理設備 |
| 職員 | 調理員 *全部委託、外部搬入の場合 は不要 | 不要 | | | 調理員 *全部委託、連携施設等 からの搬入を行う場合不要 |

※現行自園調理を実施していない事業からの移行に当たって、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの経過措置あり

15

(4) 耐火基準(参酌基準)

<現状>

| | 保育所 | 家庭的保育 | 事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設) | 認可外保育施設 | 小規模保育 |
|---------------|--|---------------|-------------------------|----------------------------------|---|
| 耐火基準等 避難規制 | 設備運営基準において上乗せ規制あり ※建築基準法上は、特殊建築物(「児童福祉施設等」としての取扱い | 基本的には上乗せ規制はなし | 保育所と同様 | 指導監督基準上、上乗せ規制あり ※保育所に準じた上乗せ規制 | 上乗せ規制あり ※保育所に準じた上乗せ規制 (注) ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 |

<検討の視点と主な論点>

【家庭的保育事業】

[検討の視点]

> 保育者の居宅等において実施する家庭的保育の事業特性を踏まえ、どう考えていくか。

[主な論点]

論点: 安全性の確保のために、保育の実施場所に係る規制のほか、特に求める事項が考えられるか。

<主なご意見>

- ・現行の基準で問題ないのではないか。
- ・居宅等を保育の提供場所とすることから、建築基準法等との整合性を図ることが必要。

【対応方針(案)】

> 現行の取扱いを基本に、更に検討してはどうか。

22

(5) 連携施設等

<現状>

| | 保育所 | 家庭的保育 | 事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設) | 認可外保育施設 | 小規模保育 |
|------|-----|--------------------|-------------------------|---------|------------------|
| 連携施設 | — | 保育所本体又は連携保育所の支援が前提 | — | — | 連携施設の設定が必要 ※1 |
| 嘱託医 | 嘱託医 | 連携保育所の嘱託医の存在が前提 | — | — | 嘱託医※2 |

- ※1 小規模保育事業に関しては、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの経過措置あり
 ※2 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能

<検討の視点と主な論点>

【家庭的保育事業】

[検討の視点]

> 現行も連携保育所を求めており、小規模である事業特性を踏まえ、連携施設を求める方向とするか。

[主な論点]

論点: 現行の家庭的保育事業の連携保育所については、卒園後の受け皿に関して明示的に示していないが、家庭的保育を利用している保護者の安心、事業の安定性の確保の観点から、確実な受け皿があることが必要ではないか。

→ 小規模保育事業と同様に、連携施設は、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿を担うこととしてはどうか。

<主なご意見>

- ・連携施設については、小規模保育事業と同様にすることが大事ではないか。
- ・現行の家庭的保育における連携保育所は保育内容の充実、質向上、保護者の信頼の観点から有効であり、新制度においても必要。その際、公立施設のみならず、私立施設も対象となることの周知が必要。
- ・現行では、保育所OB等を活用して巡回指導を行う家庭的保育支援者の仕組みを継続してほしい。
- ・家庭的保育における連携保育所の仕組みは、市町村と連携しながら、きちんと対応していくことが重要。

24

(6)各事業において固有の論点

①事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れ

→児童福祉法に基づく認可の対象となる事業所内保育事業については、従業員枠の子どもに加えて、「地域において保育を必要とする子ども(地域枠の子ども)」を受け入れることが必要となる。その際、どの程度の地域枠を設定することを求めていくか。

※現在、雇用保険事業に基づく助成金対象施設については、「入所乳幼児数が施設定員の60%以上(中小企業は30%以上)、かつ、自社で雇用する労働者の子どもが半数以上」としている。自社労働者要件については、今後、緩和を検討。(待機児童解消加速化プランに盛り込まれている。)なお、平成24年10月31日前に助成金の認定申請を行った施設は、「自社で雇用する労働者又は自社で雇用する労働者以外の雇用保険被保険者が定員の半数以上、かつ、自社で雇用する労働者の子どもが1人以上」で助成対象。

※病院内保育所については、補助対象を病院、診療所等の施設に従事する職員(人事異動等により他施設の勤務となった職員を含む)の子どもに限定している。

※介護施設内保育施設整備については、主として当該施設又は事業者の職員を対象とした上で、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えないこととしている。

※地域枠を設けない事業所内保育施設は、認可(=地域型保育給付)の対象にはならないが、引き続き、施設として継続することは可能であり、雇用保険からの助成対象にはなり得る。

<主なご意見>

- ・従業員で定員を満たす場合、地域の子どもの受け入れることが困難なケースもある一方、自社の従業員のみでは定員の下限を満たすことが困難なケースもあり、地域枠の子どもの受け入れについては、弾力的な運用方法が考えられないか。
- ・事業所内保育にも多様な形態が考えられることから、地域枠の受け入れについて、現行以上に弾力的な運用を考えて欲しい。
- ・自社労働者要件を緩和し、より周辺の地域住民が利用できる体制をつくっていくことが望ましい。
- ・事業所内保育の運営をあきらめるケースの多くは、自社労働者の子どもの割合が高くなければならない点であることを踏まえる必要がある。また、小学校との連携等を考えると、長期間利用する事業ではないのではないか。
- ・自社の福利厚生のための位置付けから地域の子育て支援の資源という位置付けに変えていくべきではないか。そのため自社労働者要件については、現行の5割以上から、引き下げた上で、多くの地域の子どもの受け入れることができる仕組みとすべきではないか。
- ・地域型保育事業として位置付けられていることから、地域枠について一定の比率が必要ではないか。

平成 25 年 5 月 29 日

第 1 回放課後児童クラブの基準に関する専門委員会資料

※一部追記

放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 今後の検討スケジュール（案）

第 1 回（5 月 2 9 日）

- 委員長の選任
- 今後の進め方について
- 放課後児童クラブの現状について
- フリートーキング

第 2 回（6 月 2 6 日）

- 放課後児童クラブの基準について
- その他

第 3 回（7 月 2 4 日）

- 放課後児童クラブの基準について
- その他

第 4 回（9 月 3 0 日（予定））

- 関係団体からのヒアリング
- その他

第 5 回

- 放課後児童クラブの基準について（これまでの議論を踏まえた更なる検討）
- その他

第 6 回目以降

取りまとめ案の提示・議論

↓

取りまとめ（年内目途）

↓

児童部会、子ども・子育て会議への報告

※ 取りまとめを基に、省令の作成・公布（年度内目途）

社会保障審議会児童部会
放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 委員名簿

平成25年9月30日

| 氏名 | 所属 |
|---------|------------------------------------|
| 石崎 昭衛 | 新潟県北蒲原郡聖籠町保健福祉課長 |
| 尾木 まり | 有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長 |
| ◎ 柏女 霊峰 | 淑徳大学総合福祉学部教授 |
| 川網 新二 | 文京区立柳町児童館館長 |
| 齋藤 紀子 | 横浜市こども青少年局青少年部放課後児童育成課長 |
| 笹川 昭弘 | 松戸市子ども部子育て支援課長 |
| 中川 一良 | 公益社団法人京都市児童館学童連盟常務理事、健全育成・子育て支援統括監 |
| 野中 賢治 | 鎌倉女子大学非常勤講師 |
| 堀内 智子 | 静岡県健康福祉部理事(少子化対策担当) |
| 松村 祥子 | 放送大学教授 |
| 吉原 健 | 社会福祉法人東京聖労院顧問(前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長) |

◎:委員長

(敬称略、五十音順)

放課後児童クラブの基準等について

基準の範囲・方向性について

【前回提示した論点・検討の視点】

- 以下の内容等を踏まえ、検討する。
 - ・ 「子ども・子育て新システム基本制度」で例示された内容（「施設、開所日数、開所時間など」）
 - ・ 放課後児童クラブガイドラインで示している内容（例えば、関係機関・地域との連携についての事項、安全対策についての事項等）
 - ・ 他の制度で定められている基準の内容（例えば、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等）
- 省令基準として全て定めるのではなく、通知、ガイドライン等で定めるべきものもあるのではないか。

議論を踏まえた方向性

- 「子ども・子育て新システム基本制度」で例示された内容、放課後児童クラブガイドラインで示している内容、他の制度で定められている基準の内容等を踏まえ検討することについて、特段の反対意見はなかった。
- 省令基準として全て定めるのではなく、通知、ガイドライン等で定めるべきものもあるという点についても、特段の反対意見はなかった。
- 守秘義務や苦情解決などについて含めるべきとの意見があった。

- ⇒ これらの内容を踏まえ、検討する。
- ⇒ 省令として定めるもの、ガイドライン等で定めるものがあることを念頭に検討する。
- ⇒ その他の基準で検討

<前回までの委員の主な意見>

- ・ 基準策定の際に運営ができなくなるクラブがないよう、激変緩和策や経過措置を設けることが必要ではないか。
- ・ 基準の水準をどこに置くか検討する際、時代の要請に沿った優先順位を付けていくことが必要ではないか。
- ・ 放課後児童クラブがどのように充実されていくかについては、長期的・短期的両方のプランを作りながら、今はどの時点だということを確認して基準を作る必要があるのではないか。
- ・ 基準を守っていくための保証が必要ではないか。
- ・ 現在保育所に通っている子どもたちが数年後に放課後児童クラブに来ることを考えて準備することが必要ではないか。
- ・ 異年齢交流が進むため、居場所としての環境、サービスの質の向上ということも検討していく必要があるのではないか。
- ・ 親の就労が非常に変則的になっていること、一人っ子が多くなってきたこと等から、子どもたち自身の心理的・生理的条件がかつてとは変わっていることを踏まえて省令をつくるべきではないか。
- ・ 守秘義務や苦情解決などについても含めるべきではないか。

従事する者（職員の資格）【従うべき基準】

【前回提示した論点・検討の視点】

- 職員の資格について、どのように考えるか。また、業務に従事する職員の全員に資格を求めるか。
- 職員の質を向上させるための研修について、どのように考えるか。

議論を踏まえた方向性

- 職員の資格について、「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることに特段の反対意見はなかった。
- 業務に従事する職員の全員に資格を求めるかについては、全員に資格を求めることは避けるべきとの意見が多数あった。
- 現に業務に従事している無資格者については、経過措置も併せて検討すべきとの意見が複数あったが、経過措置には慎重な意見もあった。
また、一定の研修を受講した者を有資格者としてはどうか、といった意見も複数あった。
- 無資格者を救う研修を設けるべきとの意見のほか、現任研修を充実させるべきとの意見もあった。

- ⇒ 職員の資格は、「児童の遊びを指導する者」を基本にすることとしてはどうか。
- ⇒ 全員には資格を求めない方向で検討してはどうか。
- ⇒ 現に業務に従事している無資格者については、何らかの措置を設けることとしてはどうか。
- ⇒ 有資格者とするための研修と、職員の質を向上させるための研修と、それぞれ検討してはどうか。

更なる論点・検討の視点

- 経過措置についてどのように考えるか。
- 職員の資格について、研修（有資格者とするための研修）を受講すれば、
 - ① これから（施行後）採用される者を含め全員「有資格者」とするか、
 - ② 現に業務に従事する職員のみ「有資格者」とするか。
- 職員の質を向上させるための研修（現任研修）について、どのように考えるか。
- 有資格者の員数についてどのように考えるか。（→員数で議論）

<前回までの委員の主な意見>

<資格について>

（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることに特段反対意見なし）

- ・ 児童福祉事業の中に放課後児童クラブが入るのか、また、大学のどの学科が含まれるのか。

<全員に資格が必要か>

- ・ 指導員全員に資格を求める、求めたいという県は20県中4県。ただし、経過措置は必要との意見があった。指導員全員に資格を求めないという県は20県中16県。また、有資格者の割合を一律に定めるのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるように配慮してほしいという意見があった。
- ・ パートや短時間勤務の方まで全員に資格を求めると、事業が立ち行かなくなる可能性がある。
- ・ 有資格者でないからと一律に排除することは避けるべき。

<経過措置>

- ・ 資格が厳格化されると、無資格者が解雇を迫られる状況となってしまうため、どう対応するか、検討が必要ではないか。
- ・ 指導員の資格について、無資格者に対する経過措置や研修の受講によって担保することが必要ではないか。
- ・ 現に勤めている無資格者に対する経過措置について検討すべき。
- ・ 経過措置は慎重にすべき。
- ・ 短時間勤務の職員が多いか等によっても、経過措置の扱いは変わるのではないか。

<有資格者とするための研修>

- ・ 現に働く人については、一定の研修を受ければ有資格者とし、今後採用する職員については新たに定められた基準に沿って採用することも考えられる。
- ・ 研修制度を導入して、研修を受けた者に資格を与えるということも考えられる。

<職員の質を向上させるための研修>

- ・ 対象学年が拡大されると、指導員の専門性もより重要となってくるため、指導員の研修を行うことが必要ではないか。
- ・ 職員の資質・スキルの担保のためには、基礎から専門までの科目設定や履修状況の管理などしっかりした研修制度が必要ではないか。
- ・ 現任研修を充実させるべき。4号該当者には研修を義務付けるべき。
- ・ 研修制度を導入するならば、どういった体制で行うかが重要な問題。地方単独で研修を実施することが難しいところもある。

<その他>

- ・ 発達障害児の指導に非常に課題を感じているクラブが多い。
- ・ 常勤の指導員がより望ましいのではないが。

員数【従うべき基準】

【前回提示した論点・検討の視点】

- 児童数の規模に応じた職員の数について、どのように考えるか。
 - ・ 保育所では、例えば満4歳以上の幼児おおむね30人につき、保育士を1人以上配置することとされている。また、保育所1につき2人を下ることはできないとされている。
 - ・ 児童自立生活援助事業では、事業所における指導員は、入居者6人までは3人以上、入居者9人までは4人以上、入居者12人までは5人以上…とされている。
 - ・ 小規模住居型児童養育事業では、事業を行う住居ごとに、2人の養育者及び1人以上の補助者を置かなければならないとされている。

議論を踏まえた方向性

- 員数については、複数配置とすべきとの意見が多かった。

⇒ 職員配置は、複数配置を基本としてはどうか。

- 具体的な定め方としては、
 - ・ 児童●人までは職員●人、●人を超えたら●人
 - ・ 児童●人に対して有資格者の指導員が●人とした上で、児童の数が増えれば有資格者は●人増やす
 - ・ 最低人員を●人とするといった意見があった。

⇒ これらの意見を踏まえ、引き続き検討。

4

更なる論点・検討の視点

- 複数配置を基本とした上で、小規模のクラブも含め、全てのクラブについて複数配置とするか。仮に全てのクラブについて複数配置とした場合、現状1人の職員しか配置してクラブについて、どのように対応するか。
- 開所時間中常に複数配置とするか、児童のいる時間帯に複数配置とするか。
- 員数の定め方として、児童数の規模に応じ職員の員数を増加させるか、児童数の規模にかかわらず最低人員のみ定めるか。
- 有資格者の員数についてどのように考えるか。

<前回までの委員の主な意見>

- ・ 一定の基準、例えば子どもたち●人までは職員●人、●人を超えたら●人というくらいの大きな枠組みが必要。
- ・ 基本は複数配置とすべき（子どもが1人、2人でも）。少なくとも子どもたちがいる間は複数とすべき。
- ・ 基本的には最小単位の員数を、●人に対して有資格者の指導員が●人必要であるとか、最小単位を決めた上で子どもの数が増えれば有資格者は●人増やさなければならない、などとしてはどうか。それ以外は、有資格者でなくても研修受講済みであれば人数に数えられる仕組みも考えられる。
- ・ 子どもがいる時は少なくとも指導員を最低2人以上配置すべき。
- ・ 細かく定めたい県はあまりなく、最低基準を設けるべきとする県が数県あった。最低人員は、児童の安全確保の面から2人とすべきという意見が多かった。
- ・ 複数配置とすべき。
- ・ 定員に応じて員数の設定を考えるべき。一定の目安が必要。
- ・ 要支援の事情等も考慮する必要もある。
- ・ 複数の職員が子どもたちが帰ってくる前からいるということの意味合いも大きい。
- ・ 複数配置、打ち合わせ時間は必要だが、児童数の規模に応じて職員を増加させる場合、コスト的な面で問題が出る可能性がある。最低人員のみとすべき。

5

施設・設備【参酌すべき基準】

【前回提示した論点・検討の視点】

1. 専用室・専用スペース

- 専用室・専用スペースの設置について、どのように考えるか。
- 専用室・専用スペースの面積について、どのように考えるか。

2. その他の設備（静養室・静養スペース等）

- 静養室・静養スペースの設置について、どのように考えるか。
- 専用室・専用スペース、静養室・静養スペース以外の設備について、どのように考えるか。

議論を踏まえた方向性

- 専用室・専用スペースを設けることについて、特段の反対意見はなかった。
- 専用室・専用スペースの面積については、児童1人当たり1.65㎡以上を維持すべきとの意見が複数ある一方、1.65㎡以上とすると実態として厳しいのではないかといった意見や、1.65㎡は非常に狭い最低の基準ではないかといった意見もあった。
- 静養室・静養スペースは必要という意見があった。

⇒ 専用室・専用スペースを設置することとしてはどうか。

⇒ これらの意見を踏まえ、「1.65㎡」の水準を中心に検討してはどうか。

⇒ 静養室・静養スペースを設置することを中心に検討してはどうか。

更なる論点・検討の視点

- 専用室又は専用スペースのいずれかを設けることとするか、専用室を設けることを求めるか。
- 専用室・専用スペースの面積について、どのように考えるか。
※ガイドラインでは、「児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい」としている。
- 静養室・静養スペースを設けることとするか。また、静養室を設けることを求めるか。
※ガイドラインでは、「静養スペースを確保すること」としている。
- 専用室・専用スペース、静養室・静養スペース以外の施設・設備について、基準に入れるべきものはあるか。

6

<前回までの委員の主な意見>

<専用室・専用スペースの設置>

- ・ 都会では特に場所を探すのが困難。都会では土地も十分でないことを配慮して、面積要件の基準策定が必要ではないか。
- ・ 専用の部屋・専用スペースを設けるべき。

<専用室・専用スペースの面積>

- ・ 現行の1.65㎡は維持するべき。
- ・ 1.65㎡は非常に狭い最低基準。今後小学校6年生まで入ってくると考えると、狭いのではないか。
- ・ 登録児童数×1.65㎡という考え方は実態として合わないのではないか。
- ・ 1.65㎡の広さは必要と考えているが、実態として24%の施設ではこれ以下となっていることに留意すべき。
- ・ 「参酌すべき基準」であっても、国の基準と条例の基準を変える場合には説明責任が発生する。
- ・ 6年生まで無条件に受け入れることになると、1.65㎡を確保することは相当厳しくなる可能性がある。

<その他>

- ・ 対象年齢が拡大されるに伴い、高学年にふさわしい支援、施設環境の整備がこれまで以上に重要ではないか。
- ・ ガイドラインの項目を省令として位置づけるべき。
- ・ 静養室・静養スペースは必要ではないか。
- ・ 静養スペースについては、囲いがなくてかさ上げしてある量が敷いてあるようなスペースで、指導員からは全ての部屋の中が見渡せる方が望ましいという声が多い。

7

開所日数【参酌すべき基準】

【前回提示した論点・検討の視点】

- 開所日数について、どのように考えるか。
- ※ なお、平成25年度の場合、
 - ・ 土／日／祝日（年末年始等は除く）以外開所した場合：247日
 - ・ 日／祝日（年末年始等は除く）以外開所した場合：298日
 となる。

議論を踏まえた方向性

- 開所日数については、地域性・事情に鑑みて考えるべきとの意見があった。



⇒ 具体的な日数を定めるかどうかも含め、引き続き検討。

更なる論点・検討の視点

- 開所日数について、具体的な日数を定めるかどうかも含め、どのように考えるか。

＜前回までの委員の主な意見＞

- ・ 地域性、事情に鑑みて開所時間・開所日数の在り方を考えるべき。

8

開所時間【参酌すべき基準】

【前回提示した論点・検討の視点】

- 平日の開所時間について、どのように考えるか。
- 休日の開所時間について、どのように考えるか。

議論を踏まえた方向性

- 開所時間については、地域性・事情に鑑みて考えるべきとの意見があった。
- また、子どもたちが来るよりも前の時間に開けておくことが必要ではないかとの意見や、子どもの健全育成上の観点・保護者からのニーズの観点の双方を持つ必要があるとの意見があった。
- さらに、児童のいる時間の前後の時間帯に職員の勤務時間を保証することが必要との意見もあった。



⇒ 具体的な時間数を定めるかどうかも含め、引き続き検討。
 ⇒ これらの意見を踏まえ、引き続き検討。
 ⇒ 基準として定める時間の考え方について検討する必要があるのではないか。

更なる論点・検討の視点

- 開所時間（平日・休日）について、具体的な時間数を定めるかどうかも含め、どのように考えるか。
- クラブを開けている時間を基準とするか、児童のいる時間を基準とするか。

＜前回までの委員の主な意見＞

- ・ 地域性、事情に鑑みて開所時間・開所日数の在り方を考えるべき。
- ・ 保護者からの連絡の対応等のため、子どもたちが来るよりも前の時間に開けておくことが必要ではないか。
- ・ 夜間にまたがって運営しているクラブについてどのように考えるか。
- ・ 開所時間については、子どもの健全育成上どうなのかという点と、保護者からのニーズという点と、そのせめぎ合いの中で検討する必要があるのではないか。
- ・ 児童のいる時間帯の前後の時間帯に職員の勤務時間を保証することが必要。

9

その他の基準【参酌すべき基準】

◎その他の基準について、どのようなものが考えられるか。

(1) その他の基準の範囲について

【現状】

- 放課後児童クラブガイドラインで示している内容、他の制度で定められている基準の内容については、次ページを参照。

【論点・検討の視点】

- その他の基準として、どのようなものを定めるか。

<委員の主な意見>

- ・ 「安全対策・緊急時対応の強化」、「事業運営における権利擁護・法令遵守の徹底」、「放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容の明確化」、「保護者からの相談の対応、家庭での養育に特別な支援を必要とする家庭の子どもへの対応」が、強化すべき課題ではないか。
- ・ 要支援度を考慮した入所選考基準の見直しや、利用実績の低い場合の退所の調整、入会ができなかった保護者への情報開示・公開といったことも視野に入れる必要があるのではないか。
- ・ 学校、保育所等との情報共有・連携が必要ではないか。また、行事参加などの施設外での関わりについてどのように目を向けていくか。
- ・ 高学年が遅くまで児童館やクラブで過ごす場合、児童単独での退室も考えられるため、安全面の観点から、保護者との連携の緊密化が不可欠ではないか。

10

(2) 建築・消防関係(その他の基準に関連した論点)

【現状】

- 放課後児童クラブを実施する建築物は、建築基準法や消防法などによる規制がかかっている(ガイドラインなどでこれらの法令の上乗せ基準を定めてはいない)。

<建築関係について>

- ・ 耐火基準については、建築基準法上、児童福祉施設は「特殊建築物」に該当し、3階以上の場合等は耐火建築物、2階であって一定規模以上の場合等は耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となっている。放課後児童クラブを実施する建築物が特殊建築物に該当するかどうかは、各特定行政庁の判断によるものとされている。
※ 建築基準関係の実務は、特定行政庁(一定の市又は都道府県)が行っており、放課後児童健全育成事業の用途に供する建築物が特殊建築物に該当するかどうかについては、特定行政庁によるものとされている。
- ・ また、避難基準についても、特殊建築物かどうかや建築物の規模等によって異なっているが、例えば特殊建築物に該当する場合には、その階の放課後児童クラブの主たる用途に供する居室の床面積の合計が50㎡を超えるものについては、2つ以上の直通階段を設けなければならない。

<消防関係について>

- ・ 消防法上、建築物等の所有者、管理者等は、建築物の類型や規模、階、収容人員等に応じて消防用設備等の設置・維持管理義務や防火管理者の選任の義務がある。
- ・ 例えば、延べ面積300㎡で1階の放課後児童クラブで収容人員が50人以上の規模の放課後児童健全育成事業の用途に供する施設の場合、消火器、非常ベル、誘導標識等を設けること、防火管理者を選任することとされている。

【論点・検討の視点】

- 放課後児童クラブに使用する建築物の耐火基準等について、様々な場所で実施されているという点も含め、どのように考えるか。

11

(3) 規模について

【現状】

- 放課後児童クラブガイドラインにおいて、具体的な数値基準を示しているのは、開所時間、施設・設備の基準を除くと、「規模」のみ。
- 放課後児童クラブガイドラインでは、「集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい」、「1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」としている。

【論点・検討の視点】

- 規模について、基準とすべきかどうかも含め、どのように考えるか。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

2. 規模

放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

12

その他の論点

◎放課後児童クラブの利用手続について、どのように考えるか。

【現状】

- 現状、放課後児童クラブの利用手続（利用申込、利用決定、あっせん、調整等）に関しては、情報提供や相談・助言、あっせん・調整等に関し児童福祉法第21条の11に規定があるのみで、具体的な方法等について国から示しているものはない。
 - ※ ガイドラインでは、利用者への情報提供等の内容については示しているものの、具体的な利用手続が定められているものではない。
- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」では、「利用手続きは市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を随時把握し（事業者は市町村に状況報告）利用についてのあっせん、調整を行う」こととされた。
- これを受け、児童福祉法の改正により、市町村は、放課後児童クラブに関し必要な情報の収集を行うこととされ、放課後児童クラブは、この情報の収集についてできる限り協力しなければならないこととされた（改正前は、情報提供のみ。なお、あっせん・調整等については、改正前後ともにできる限り協力することとされている。）。
 - ※ なお、あっせん・調整等については、児童福祉法第21条の11第3項により、市町村以外の者に委託することができることとされている。

【論点・検討の視点】

- 放課後児童クラブの利用手続について、利用申込、利用決定等を含め、市町村がどの程度関与すべきと考えるか。特に、民営の放課後児童クラブへの市町村の関与について、どのように考えるか。
- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」で示されている内容を踏まえ、
 - ・利用状況の把握について、どのように行っていくか。
 - ・利用についてのあっせん・調整について、どのような場合に市町村があっせん・調整を行うこととするか。

<委員の主な意見>

- ・ 要支援度を考慮した入所選考基準の見直しや、利用実績の低い場合の退所の調整、入会ができなかった保護者への情報開示・公開といったことも視野に入れる必要があるのではないか。（再掲）

13

◎児童福祉法の改正により、これまで「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされていた対象児童が、「小学校に就学している児童」とされたが、事業の運用に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

【現状】

- 児童福祉法の改正により、これまで「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされていた放課後児童クラブの対象児童が、「小学校に就学している児童」とされた。
- 現状、学年が上がるほど放課後児童クラブの利用の減少傾向がある。また、学年が上がるにつれて、習い事等に通う割合が高くなっていく。

【論点・検討の視点】

- 対象年齢の明確化に伴い、職員の資格・員数、施設・設備等の基準に関し配慮すべき点はあるか。
- その他対象年齢の明確化に当たり配慮すべき点として、どのようなものが考えられるか。

<委員の主な意見>

- ・ 対象学年が拡大されると、指導員の専門性もより重要となってくるため、指導員の研修を行うことが必要ではないか。(再掲)
- ・ 対象年齢が拡大されることに伴い、高学年にふさわしい支援、施設環境の整備がこれまで以上に重要ではないか。(再掲)
- ・ 異年齢交流が進むため、居場所としての環境、サービスの質の向上ということも検討していく必要があるのではないか。(再掲)
- ・ 高学年が遅くまで児童館やクラブで過ごす場合、児童単独での退室も考えられるため、安全面の観点から、保護者との連携の緊密化が不可欠ではないか。(再掲)

14

◎放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携した取組の実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

※ 放課後子ども教室とは、すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進するもの

【現状】

- 放課後児童クラブ以外にも、放課後子ども教室や児童館など、放課後の子どもの居場所を確保するための事業等が行われている。
- 厚生労働省では、文部科学省と連携して、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進しているところ。

【論点・検討の視点】

- 放課後子ども教室と一体的に事業を実施している場合において、職員の資格・員数、施設・設備等の基準に関し配慮すべき点はあるか。
- その他放課後子ども教室の連携した取組の実施に当たり配慮すべき点として、どのようなものが考えられるか。

15

◎児童館における放課後児童クラブの実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

【現状】

- 放課後児童クラブ以外にも、放課後子ども教室や児童館など、放課後の子どもの居場所を確保するための事業等が行われている。
- 児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設である。
- 児童館で実施している放課後児童クラブは、約13%（2,745か所）となっており、学校の余裕教室、学校敷地内の専用施設で実施しているものに次いで多くなっている。
- なお、児童館ガイドラインで、児童館で放課後児童クラブを実施する場合の留意点を示している。

【論点・検討の視点】

- 児童館で放課後児童クラブを実施する場合、放課後児童クラブを利用する児童と放課後児童クラブを利用しない児童が同じ部屋で過ごすケースも想定されるが、職員の資格・員数、施設・設備等の基準に関し配慮すべき点はあるか。
- その他児童館における放課後児童クラブの実施に当たり配慮すべき点として、どのようなものが考えられるか。

＜委員の主な意見＞

- ・ 児童館とクラブで合同で研修を実施するなどして、職員の資質の向上を図ることが必要ではないか。

◎児童館ガイドライン（雇児発0331第9号平成23年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

3 児童館の活動内容

(7) 放課後児童クラブの実施

- ① 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童クラブガイドラインに基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、以下のことに留意すること。
 - ア 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。
 - イ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- ② 児童館と近隣の放課後児童クラブとの関係
児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように連携したり、共同で行事を行うなど配慮すること。

16

◎その他の事項について、どのようなものが考えられるか。

(1) 公費の提供を受けていない企業等が実施する「学童保育」について

【現状】

- 放課後児童クラブの実施に当たり、主体制限は設けていない。（株式会社、NPO等も可。）
- 現行では社会福祉法に基づく届出により、新制度施行後は児童福祉法に基づく届出により、「保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」（放課後児童クラブ）を行うことができることとしている。
- 新制度施行後は、企業等であるか否かにかかわらず、放課後児童クラブを行う者は、市町村が定める基準を遵守する必要がある。
※国庫補助基準では、「その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては対象としない。」こととしている。
- 企業等が実施する学童保育の取組状況については、29ページを参照。

【論点・検討の視点】

- 公費の提供を受けている企業等が実施する、児童に「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」を超えるサービスの取扱いについて、どのように考えるか。
※ 企業等が実施している例では、利用者が選択できるもの・選択できないもの（基本サービスの中に上記サービスが組み込まれている）がある。
- 公費の提供を受けていない企業等が実施する「学童保育」について、どのように考えるか。
- 夜間にまたがって実施しているクラブについて、どのように考えるか。

17

◎子ども・子育て3法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）抄
第6条の3（略）

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

6. 放課後児童指導員の役割

(2) 放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。

- ①子どもの健康管理、出欠確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
- ②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ③子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
- ④基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- ⑤活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- ⑥児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応すること。
- ⑦その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

(2) その他について

- その他検討すべき事項として考えられるものはあるか。

学童保育(放課後児童クラブ)の基準に関する要望

2013年9月30日 全国学童保育連絡協議会

共働き・一人親家庭等の小学生の放課後及び学校休業日の「毎日の生活の場」である学童保育(放課後児童クラブ)は、量的な拡大(必要とする子どもたちすべてが利用できるように整備する)と、質的な拡充(施設や職員などの条件整備)を図ることが強く求められています。

しかし、学童保育の現状は量的にもたいへん不足していることに加えて、条件整備もたいへん遅れており、たくさんの課題があります(別紙の全国学童保育連絡協議会が行った実態調査結果を参照ください)。

課題が山積している現状を解決するためには、国の学童保育の制度と市町村の学童保育施策の抜本的な拡充が必要です。市町村の実施責任を強め、学童保育の基準を整備し、計画的に量的拡大と質的向上を推進していくことが必要であり、そのための財政措置が欠かせません。

2012年8月に行われた子ども・子育て支援法の制定と児童福祉法の改定により、学童保育に対する市町村の実施責任(市町村事業として位置づけ)のもとに、学童保育の基準を国は省令で定め、市町村も条例で定めることになりました。これにより、学童保育の量的拡大・質的向上が図られることが期待されています。

私たちは、学童保育の基準を含めた学童保育のあり方について、「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」(改訂版)を提言しています。また、あわせて「学童保育の保育指針(案)」改訂版も提言しています。

国が省令で定める学童保育の基準は、この提言を参考にしていただき、学童保育を必要とするすべての子どもたちに、安全で安心して毎日の生活を営める学童保育が整備されることを要望いたします。

要 望 内 容

1 省令で定める基準の内容は、市町村ごとの格差や施設の格差をなくすよう最低限の水準を確保したものと作成してください。

○ 省令で定める基準は法的拘束力があるものです。できるかぎり省令で定めることにより、市町村ごとの格差、施設ごとの格差をなくし、どの学童保育でも最低限の水準が確保されることを基本としてください。

○ 学童保育の目的を明確にした基準を定めてください。

＜学童保育の目的＞

(1) 共働き・一人親家庭等の小学生の放課後(土曜日・春・夏・冬休み等の学校休業中は一日)の安心・安全な生活を継続的に保障する。

(2) 毎日の生活を通して子どもの健やかな成長を図る。

(3) 保護者の働く権利と家族の生活を守る。

○ 学童保育の定義を明確にしてください。

学童保育は、児童福祉法と社会福祉法に位置づく、児童福祉事業、社会福祉事業(第2種社会福祉事業)であること、公的責任に基づき実施される事業であることを明確にしてください。塾やスポーツクラブなどが「学童保育」と称して経営する営利事業とは異なることを明確にしてください。

- 対象児童を明確にしてください。

＜対象児童＞

- (1) 対象児童は、小学校および特別支援学校小学部に就学している1年生から6年生までの子どもであって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもと個別の支援を必要とする子ども。
- (2) 保護者が疾病、通学、介護、求職、産休、育休中であるなどで保育を必要とする子ども。入所要件を満たす子どもは、入所後、希望する期間は安定的・継続的に学童保育を利用できることを保障する仕組みとして整備してください。

2 指導員の資格について

- 学童保育指導員の役割や仕事内容は、保育士の役割・仕事内容に類似した内容が求められます。指導員の資格要件には、児童福祉関係の施設に求められている場合が多い保育士の資格を有するものとすべきです。また、子どもの成長・発達に関わる仕事であることから、教諭の免許も持った者を加えることも可能だと考えます。
- 将来的には、保育士や教諭免許とは異なる固有の専門的な仕事内容に対応する「学童保育士」という国家資格を創設していく必要があると考えます。
- 「児童の遊びを指導する者」という任用資格の「高卒で2年以上児童福祉事業に携わった者」「大学で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科を履修した者」という要件は、専門性が求められる仕事の資格にふさわしいものとは言えないと考えます。
- 資格を必要とする指導員の範囲は、専任で毎日勤務する指導員とし、1施設（1クラス）に複数の有資格の指導員を配置することが必要です。

3 無資格者を指導員として認める場合の手段等について

- 約3割の指導員が、保育士または教諭、社会福祉士などの資格を有していないと推測されます（2005年に全国学童保育連絡協議会が行った「学童保育指導員の実態調査」で、保育士や教諭、社会福祉士などの資格を持っていない指導員が29.6%だった）。これらの指導員には、都道府県が認定講習を行い、受講者には都道府県が有資格者と同等とみなす認定を行い、継続して勤務ができる方策をとってください。また、経過措置として認定取得までに一定期間を確保してください。
- 認定講習の内容は、全国学童保育連絡協議会の「学童保育指導員の研修科目（試案）」（別紙）などを参考に組み立ててください。また、認定講習に対する国の財政支援（必要経費、指導員の参加費用の保障など）を行ってください。

4 指導員の配置基準についての考え方について

- 指導員の配置は、専任で常勤指導員が常時複数配置することを基本としてください。常勤はフルタイムの毎日勤務するものとし、子どもが学校から帰ってくる前の午前中に、打ち合わせ等を行うための時間が必要が必要です。

- * 「専任」とは、基本的に毎日同じ指導員が、児童館の仕事などの他の業務を兼務することなく、学童保育の仕事に専念するよう配置されていること。
- * 「常勤」とは、非常勤やパートタイマーなどのように時間の短い勤務ではなく、年間1800時間程度、週40時間程度の一日勤務であって、かつ臨時職員やアルバイトのように雇用期間の限定された労働ではなく、雇用期間の定めのない勤務ということ。
- * 「常時複数」とは、指導員が常に複数配置されているということであり、子どものいる時間帯はもちろん打ち合わせなどの時間も含めての「常時」といこと。

- 生活する子どもの集団の規模を制限する必要があること、次の配置基準としてください。
 - ・ 20人まで 3人
 - ・ 21人～30人 4人
 - ・ 30人を超えれば学童保育を分割する
- 保育所と同様に「1施設2名をくだらない」としてください。
- 指導員の配置基準は、年度途中で児童数の変更（減少）があっても指導員数は変更されない仕組みとしてください。

5 有資格者の配置基準について

- 指導員の仕事は、配置されている指導員全員がチームワークで行う職場です。しかも、どの指導員にも子どもに対する責任や関わりが求められます。しかも、身分や責任の差はつけるべきではありません。
- 障害のある子どもの受け入れのための加配指導員も同様の考え方が必要です。また、障害のある子どもへの保育には固有の専門的な知識・技能が必要であるため、有資格者の配置が必要です。

6 指導員の継続した研修の保障

- 学童保育の指導員の仕事は、保育士や教師の仕事と異なる資質や技量が求められるもので、保育士等の資格を有すれば足りる仕事とは言えません。継続した現任研修が保障される必要があります。

7 生活する子どもの集団の規模について(基準として定める)

- 学童保育は「毎日の生活の場」であり、子ども自身が落ち着いて安心して生活できる環境が必要です。そのため、基本的な生活単位となる子どもの集団の規模は30人までとする上限を、基準として定めてください。
- 30人を超えたら分割する仕組みとしてください。厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」では、「おおむね40人程度が望ましい」と「上限は70人まで」という二つの規模の目安が示されていますが、実質的に「70人まではよい」とになり、「おおむね40人程度」が意味を持たなくしまっている現状があります。明確に、集団の規模の上限を定めてください。
- 定員は、集団の規模の上限員数と分割した数の積として定めるものとしてください。
(例示) 30人規模×3施設(クラス)＝定員90人

8 施設・設備について

- 学童保育の施設・設備については、子どもが「毎日の生活の場」として過ごすという施設であるという基本をふまえた基準としてください。
(参考) 学童保育の年間開設日数は290日以上が7割近く(平均開設日数は283日)で、年間1681時間という長い時間を過ごす生活の場です(2012年の全国学童保育連絡協議会調査)。
- 学童保育には次の施設・設備が必要です。
学童保育の施設・設備には、生活室、プレイルーム、静養室、事務室、障害児用を含むトイレ、玄関、台所、倉庫等収納スペース、手洗い場、足洗い場、温水シャワー、物置、電気・給排水設備、冷暖房設備、屋外の遊び場、避難口、換気、日照・採光設備等を設け、衛生及び安全が確保された施設としてください。学校内や児童館併設の場合でも生活室と静養室、事務室、台所設備は専用としてください。
- 専用の生活室として確保(「スペース」ではなく専用の「生活室」)し、生活室は一人当た

り1.98㎡を確保することが必要です。

9 開所日について

- 保護者の就労に見合った開所が必要です。平日や長期休業日はもちろん開設が必要ですが、土曜日は利用児童数が少なくなっても必要とする子どもがいる場合は開設が必要です。4月1日からの開所は必要です。
- 自治体の裁量は、土曜日の開設の有無ではなく、必要とする家庭があれば開設することを前提に、開設方法に限る必要があります。

10 開所時間について

- 学校課業日においては子どもの下校時間、学校休業日においては保護者の就労状況を考慮して開設時間を設定する必要があります。
- 保育時間は、保護者の迎えや学校休業日の朝の送り等、子どもの生活等を考慮して決める必要があります。現在の保護者の就労実態等を考慮すれば、保護者の迎え等が必要な場合は、学校課業日は、下校後から午後7時までが望ましいと考えます。学校休業日は、午前8時前後から開始が望ましいと考えます。また、必要とする子どもがいる場合は、地域の実情に応じて延長保育をおこなう必要があります。
- 保育時間の前後を、保育準備、職員会議、保育と業務の記録等の事務処理、保護者等からの相談を受ける等のための時間として、開設する必要があります。

11 市町村の関与について

- 学童保育は「子ども・子育て支援法」によって「市町村事業」として位置づけられることから、市町村が実施主体となり、実施していく責任があります。市町村の責任を明確にしてください。市町村事業である以上、補助事業の運営形態はふさわしくありません。公営または委託事業と実施される仕組みとしてください。
- 市町村が各施設の入所申し込み状況を把握し、待機児童の解消への支援（校区を変えての入所も可能とするなど）、分割の必要性の把握などを行う必要があります。

12 その他の基準に関する意見

- 子どもの人権配慮などの原則を明記すべきです。
- 障害のある子どもの受け入れ基準と、そのための指導員の配置基準が必要です。
- 省令で定める基準だけでなく、ガイドライン等も含めて、学童保育の運営に必要不可欠な項目について、よりよいあり方を示してください。
 - ▽ 学童保育の保育指針（ガイドライン）
 - ▽ 学童保育指導員の遵守事項
 - ▽ 個別の支援を必要とする子どもへの対応
 - ▽ 保護者との連携・支援、保護者会（父母会）の参画および協力・連携
 - ▽ 学校・保育所・幼稚園、関係機関、地域との連携
 - ▽ 安全対策・緊急時対応
 - ▽ 学童保育の整備・運営・管理の
 - (1) 学童保育の整備については次の点が考慮される必要があります。
 - ① 学童保育は、共働き・一人親家庭等で学童保育が必要な子どもがすべて入所できるよう整備されなければならない。
 - ② 市区町村は学童保育の整備および実施に責任を持ち、需要を調査するなどして計画的に整備を図り待機児童を出さない。
 - ③ 適正規模とすること等を理由として、学童保育が必要な子どもを待機児童にしてはならない。

(2) 学童保育の運営については次の点が考慮される必要があります。

① 学童保育の運営は、安定した財政基盤と運営体制を持ち、継続的・安定的に運営されなければならない。② 市区町村は学童保育の運営が継続的・安定的に運営されるようその実施に責任を持つ。③ 市区町村及び都道府県は、学童保育の円滑な運営のために運営基準や指針の策定、運営者や職員の研修を行う。また、指導員の労働実態を含め運営状況を常に把握し、必要な改善策を行う。

(3) 保険加入による補償、事業内容の向上努力、法令遵守・守秘義務等、要望・意見の受付と信頼関係の構築、適正な会計管理と情報公開などが必要です。

13 その他

○ 一人親家庭の入所優先が必要です。保育料減免措置などの具体的に確実に支援できる仕組みの構築が必要です。

○ 経済的に厳しい家庭が、安心して利用できるよう、国の制度として保育料に対する減免措置制度を創設することが必要です。

○ 基準の策定により、現在の学童保育が切り捨てられることのないよう、経過措置を設けて、基準を満たすために国と市町村が特段の支援を行う必要があります。

児童厚生員養成校（課程）の概要

| | |
|--------------|--|
| 開始年 | 平成8年（1996年） ※認定児童厚生員資格制度の創設は平成4年（1992年）より |
| 児童厚生員養成課程とは | 「児童厚生1級指導員」ならびに「児童厚生2級指導員」資格取得のために、大学・短期大学の教育課程に開設された複数の科目群。履修形態・方法、単位数計算については、大学・短期大学設置基準（文部科学省令）による。 |
| 児童厚生員校の認定要件 | 学校教育法に基づく大学・短期大学・専修学校であって、なおかつ、厚生労働大臣指定の保育士養成校であること。 児童厚生員養成課程の指定科目を必要単位取得できる教育課程を設けていること。 |
| 審査・手続き等 | 認定の可否は申請書類に基づいて、財団法人児童健全育成推進財団内の「児童厚生員養成課程認定委員会」にて決定するもの。申請の際には、当該カリキュラム、担当教員の経歴、実習先児童館一覧を所定の書式に基づいて提出すること。 |
| 全国の養成校所在都道府県 | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、沖縄県 (27都道府県) |
| 養成校（課程）数 | 全国45校47学科 |
| 資格取得者数 | 児童厚生員養成校における資格取得者（平成25年3月現在） 「児童厚生1級指導員」 502人 「児童厚生2級指導員」 12,072人 合計 12,574人 |

児童厚生員養成課程の指定科目および単位数

(※2級＝「児童厚生二級指導員」／1級＝「児童厚生一級指導員」)

| 指定科目名 | 単位数 | | 内 容 ※ |
|--|-------------|----------------------|---|
| | 2級 | 1級 | |
| 児童の健全育成と福祉 | 2 | 2 | 児童福祉の観点からの健全育成の理念、その具体的内容、現代の子どもの課題、子どもの健全育成にとっての遊びの意義と遊びを通じた健全育成活動の具体的事例等。 |
| 児童館の機能と運営 (放課後児童クラブを含む) | 2 | 2 | 児童館の施設概要、施設規模別特徴、施設機能と運営上の留意点、児童館ガイドライン、今後の課題等。 放課後児童クラブの事業概要、事業内容と事業実施上の留意点、放課後児童クラブガイドライン、今後の課題等。 ※保育士養成課程指定科目の読み替え不可 |
| 児童館の活動内容と指導法 (放課後児童クラブを含む) 文化・表現活動、運動・野外活動、 子育て支援、等 | 2 | 4 | 音楽・リズム遊び、身体を使った表現遊び、造形遊び、コミュニケーション遊び、読み聞かせや紙芝居、その他、児童文化財やメディアを活用した遊び等、健全育成に資する様々な活動の具体的方法やプログラムの進め方。 |
| 児童福祉援助技術 | 2 | 2 | 児童福祉現場における対人援助技術の理論と児童ソーシャルワーカーとしての役割、ケースワークの原則や特徴・実践方法(ケース会議・記録、相談援助の方法、配慮を要する児童への対応)、グループワークの原則や特徴・実践方法(プログラム作成のポイント、展開方法、プログラム素材の意味、プログラム分析の視点)、他。 |
| 地域福祉 I. 地域福祉論 II. コミュニティワーク演習 | 2 | 4 I (2) II (2) | コミュニティーワークの原則や特徴、実践方法(広報、アウトリーチ、地域連携、社会資源の活用、組織化)、他。(演習を含む)。 ※保育士養成課程指定科目の読み替え不可 |
| 児童館実習 | 2 (10日間) | 4 (20日間) | 実際の児童館(放課後児童クラブ)の理解。 (活動内容、1日の流れ、利用者の様子、職員の役割と声掛けの方法、地域との連携、他) ※保育士養成課程指定科目の読み替え不可 |
| 合計単位数 | 12 | 18 | |

※ 履修形態・方法、単位数計算については、大学・短期大学設置基準(文部科学省令)による。

【市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項】

(必須記載事項)

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(任意記載事項)

- 1 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
- 2 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - ① 児童虐待防止対策の充実
 - ② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ③ 障害児施策の充実等
- 4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 5 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- 7 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

県子ども・子育て支援事業支援計画の記載項目と検討体制について (案)

【必須記載事項】

- 1 都道府県設定区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項
- 4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
 - ① 児童虐待防止体制の充実
 - ② 社会的養護体制の充実
 - ③ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ④ 障害児施策の充実等

【専門的・集中的な調査・検討の場】

計画フレーム
専門部会

子育て支援
人材・情報
専門部会

児童福祉審議会
児童虐待総合
対策専門部会
(仮称)

児童福祉審議会
母子福祉部会

障害者施策
審議会

【任意記載事項】

- 1 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本理念等
- 2 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
- 3 教育・保育情報の公表に関する事項
- 4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 5 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期
- 6 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間
- 7 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価

- * 特に専門的・集中的な調査・検討が必要な項目については、部会等での検討結果を踏まえ、子ども・子育て会議で検討
- * その他の項目(任意の記載事項4~7)については、子ども・子育て会議で調査・検討

子ども・子育て支援新制度本格施行に向けての提案・要望

国では、子ども・子育て支援新制度の施行に向け、今般、基本指針の概ねの案が示され、また、小規模保育事業の基準検討が前倒し実施されるなど、地方自治体における施行準備を本格化させることが可能となりつつあります。

神奈川県においては、全市町村が子ども・子育て会議を設置し、計画策定に向けた取組みを進めることとしておりますが、待機児童対策の推進とともに、私立幼稚園を含めた新制度への円滑な移行の促進、基準条例の整備、関係団体・子育て家庭への新制度周知、電子システムの構築など、同時並行で推進すべき様々な課題が山積しております。

このような中で、今後の施行準備の円滑化と実効ある子ども・子育て支援新制度実現のために必須となる計画策定・基準条例制定や予算措置等、地方自治体における手続き等への十分な配慮とともに、以下の事項について、十分な対応を図られますよう、提案・要望します。

1 小規模保育事業の推進について

小規模保育事業については、国において、待機児童が多く土地等の確保が困難な都市部の実情を踏まえた検討が進められ、先般、新制度の先取りとして認可基準のとりまとめが行われたところである。今後は、様々な事業者が積極的に小規模保育事業を活用し、新制度への円滑な移行と待機児童対策の推進に繋がることが望まれる。

このため、新制度施行に向けて、地方自治体においては事業者への周知等を進めていくこととなるが、「待機児童解消加速化プラン」で予定されている小規模保育運営支援事業等の早急な具体化とともに、今後の検討課題である公定価格等については、事業者が新制度への移行を判断する上での重要な要素であることから、できる限り早期に提示していただきたい。

2 放課後児童健全育成事業について

放課後児童クラブの指導員の資格制度の導入にあたっては、クラブの継続的な運営の円滑化のために、運営指導員として良好に勤務している現任者が新制度移行後も引続き勤務できるよう、経過措置を設けるとともに、一定の実務経験を評価したうえで、地方自治体を実施する研修履修等により資格が取得できる制度など、働きながら資格が取得できるよう配慮いただきたい。

3 電子システムの整備について

新制度の請求・支払額決定事務について、県内のシステム共通化に向け調整中であるが、県域を超えた利用実態もあり、県主導の調整には限界があることから、正確・迅速な履行と市町村・事業者の負担軽減のため、国として、システムの広域化・共通化に、主導性を発揮いただきたい。

また、事業者が新制度に対応するための情報環境を整備するために、安心こども基金等による支援を講じられたい。

4 育児休業制度の充実について

子ども・子育て支援法に基づく計画の記載事項として、仕事と子育ての両立に関する事項も示されているが、家庭生活と調和のとれた働き方の推進は、豊かな子育てのために、自治体としても取り組んでいくべき課題であり、育児休業制度は、親子関係の基礎を築く乳児期の子育てを支援するとともに、男性の育児参加のうえでも重要である。

そこで、育児休業制度の普及促進のために、国で検討が開始されている育児休業給付金の増額等、実効ある対策の早期の実現を図られたい。

5 新制度の円滑な導入のための財源確保について

新制度の円滑な導入を図り、子ども・子育て支援の充実に繋げるために、地方自治体では、制度導入に向けた着実な準備と新制度施行のための財源確保が課題となってくる。

このため、新制度本格施行までの安心子ども基金事業の期限延長と、「待機児童解消加速化プラン」に伴い必要となる基金増額について、早期に所要の措置を講じられたい。

また、施行後の財源確保について、国における対応はもとより、地方自治体に過重な財政負担を生じないように、特に、保育の潜在需要が高い都市部の事情を勘案し、保育所整備費等の確保にも十分に配慮するとともに、意欲ある地方自治体が取組を推進できるよう確実な財源確保を図られたい。

また、子ども・子育て支援に関して新たな地方負担を伴う制度として、幼児教育無償化が検討されているが、地方との十分な協議のうえ進められたい。

平成 25 年 9 月 13 日

内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 武川 光夫

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 石井 淳子 殿

文部科学省初等中等教育局長 前川 喜平

神奈川県県民局長

松森 繁

横浜市子ども青少年局長

鯉淵 信也

川崎市市民・こども局こども本部長

岡本 隆

相模原市健康福祉局長

篠崎 正義

横須賀市こども育成部長

濱田 千入

4 改正認定こども園法について

新制度における認定こども園制度について

認定こども園

小学校就学前の子どもへの幼児教育・保育の提供

保護者が働いている、いないにかかわらず就学前児童を受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能

地域における子育て支援

すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能

幼稚園機能

3歳～就学前の子ども
へ幼児教育を提供

保育所機能

0歳～就学前の子
どもへ保育を提供

子育て支援機能

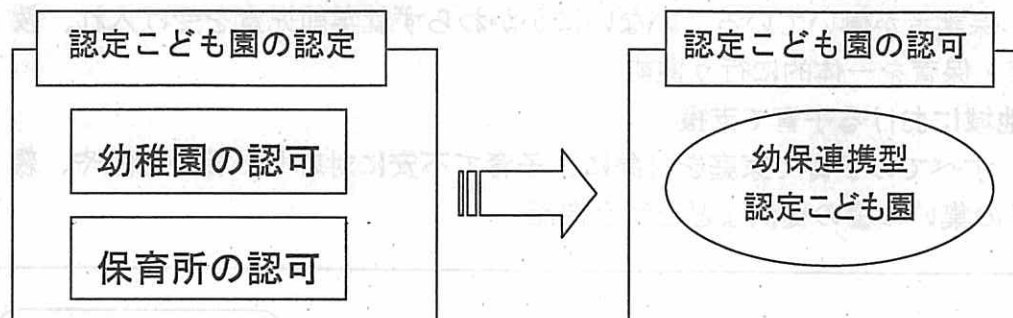
すべての子育て家庭を
対象に、子育て支援を
実施

認定こども園には、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4つの類型があります。

新制度では、「幼保連携型認定こども園」の制度が大幅に変更されます。
(他の3類型については、現行制度のまま)

新幼保連携型認定こども園

- 単一の施設として、学校教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設。単一の施設として、基準や認可手続が一本化されます。
※ 現行制度では、幼稚園及び保育所の認可に加え、認定こども園の認定が必要。



- 学校教育法上の学校ではなく、「教育基本法上の学校」となります。
- 指導監督についても、これまで幼稚園・保育所それぞれの法体系に基づき行われていたものが、一本化されます。
- 国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみが設置主体となることができます。(株式会社等の参入は不可)
※ 既存の学校教育法附則6条幼稚園(個人立・宗教法人立)の設置者について、経過措置があります。
- 新幼保連携型認定こども園の認可は、県及び政令・中核市が行うこととなります。
政令・中核市にある幼稚園及び保育所が新幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、幼稚園及び保育所の所在する市へ申請することとなります。
- 新幼保連携型認定こども園は、単一の施設であるため、設置・運営主体のも単一の法人であることが必要です。
幼稚園部分と保育所部分を別法人が設置・運営している場合、既存の幼保連携型認定こども園も、新幼保連携型認定こども園の認可を受ける際も、一方の法人から事業譲渡を行う必要があります。
※ 事業譲渡を行う際には、特例があります。

- 新幼保連携型認定こども園については、「3歳未満の子ども」（3号認定）と、「3歳以上の保育を必要としない子ども」（1号認定）の定員枠を設けることは必須ではありません。

- ※ ・ 3歳以上の1号認定（保育の必要なし）と2号認定（保育の必要あり）
 - ・ 2～5歳以上の1号認定（保育の必要なし）と2号認定（保育の必要あり）と3号認定（保育の必要あり）
 - ・ 3歳以上の2号認定（保育の必要あり）
- など、様々な組合せが可能となります。

- 財政措置については、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた「施設型給付」に一本化されます。

- 「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方を有している「保育教諭」の配置が必要となります。

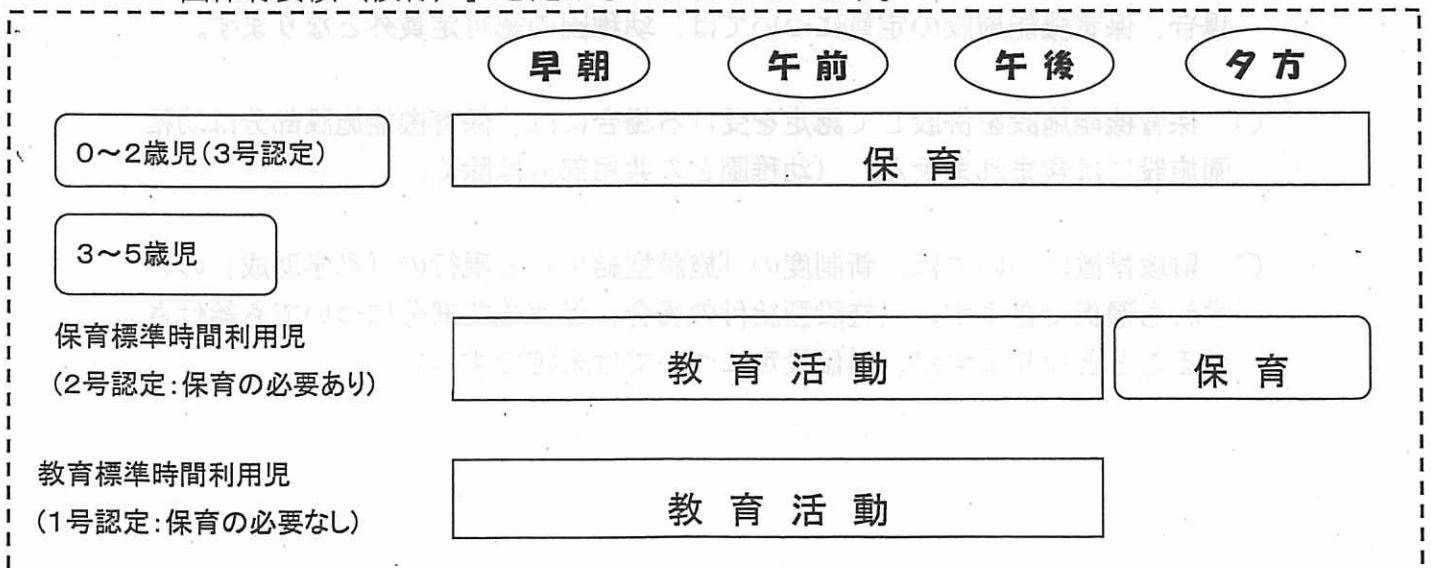
- ※ 新幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、改定認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができる経過措置が設けられています。

【現在国において検討が行われている主な事項】

- ・ 新幼保連携型認定こども園を設置するための基準面積基準や職員配置基準などについて、現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎として、検討が行われています。

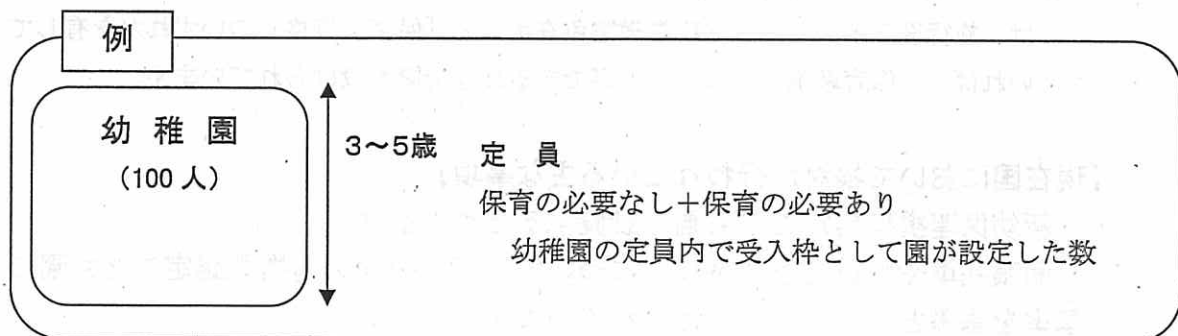
- ・ 教育・保育内容の基準

学校教育・保育を一体的に提供する施設として、「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」を定めることとしています。



幼稚園型認定こども園

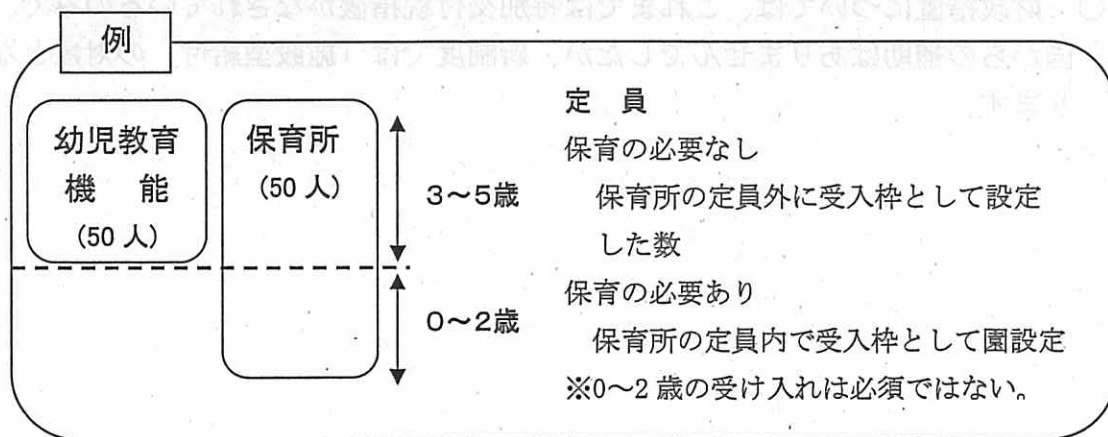
- 幼稚園が幼稚園本来の機能である一日四時間を標準とした教育を行うほか、教育のための時間終了後、幼稚園に在籍している保育を必要とする子どもに対する保育を行います。
- 幼稚園型認定こども園の認定を受けるにあたっては、長期休業中も含めて保育を必要とする子どもの受入れを確保する必要があります。
- 「教育のための時間終了後」保育を必要とする子どもに対する保育を行う必要がありますが、同時に、朝の登園時刻の相違に対する対応も必要となります。
- 幼稚園型認定こども園において子どもを受け入れる例として、次のようなものがあります。



- 幼稚園型認定こども園において、0~2歳児を受け入れる場合は、幼稚園の籍ではなく、幼稚園併設の保育機能施設に籍をもつこととなります。この場合、保育機能施設の定員については、幼稚園の認可定員外となります。
- 保育機能施設を併設して認定を受ける場合には、保育機能施設部分は幼稚園施設には含まれません。（幼稚園との共用部分は除く。）
- 財政措置については、新制度の「施設型給付」と現行の「私学助成」のいずれも選択できます。（施設型給付の場合、保育機能部分についても給付されることとなりますが、単価設定については未定です。）

保育所型認定こども園

- 保育所が、保育所本来の機能である保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、保育を必要としない満3歳以上の子どもを受け入れ、満3歳以上の子どもすべてに対し学校教育法に掲げる教育目標が達成されるよう保育を行います。
- 保育所型認定こども園において子どもを受け入れるパターンとしては、次のようになります。



- 保育所型認定こども園のみ、認定の有効期間が設定されます。
これは、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育を必要としない子」を受け入れていることにより、「保育を必要とする子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれがあることから、設けられている制度です。
- 財政措置については、「施設型給付」となります。

地方裁量型認定こども園

- 幼稚園、保育所いずれの認可も有していないが、保育機能施設が幼稚園的な機能及び保育所的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たします。
- 保育を必要とする子もしない子ども、保育機能施設の届出定員の範囲内で受け入れを行います。
- 財政措置については、これまでは特別交付税措置がなされているのみで、国からの補助はありませんでしたが、新制度では「施設型給付」の対象となります。

新幼保連携型認定こども園の認定

現行制度上の幼保連携型認定こども園の基準及び国における新幼保連携型認定こども園の認定基準の検討状況は、次のようになっています。

● 職員配置

- ・0～5歳の保育に欠ける子については、保育所と同様の基準が適用されます。
- ・3～5歳については、1学級 35 人以下の学級を編制し、各学級に1人以上の担任を配置することが必要です。

◆ 国の検討状況

- ・満3歳以上の教育課程にかかる教育時間を含め、保育所と同様の配置基準とし、満3歳以上の学級には、専任教諭を1人配置する方向

● 職員資格

- ・上記で必要とされる数の職員について、次の資格を有していることが必要です。

- ・0～2歳児については、保育士資格

- ・3～5歳については、幼稚園教諭免許状又は保育士資格

- ※ 学級担任については、原則として幼稚園教諭免許状

- ※ 長時間利用時については、原則として保育士資格

◆ 国の検討状況

- ・園長、保育教諭、調理員は必置とし、副園長又は教頭のいずれかの配置に努めることとする方向

● 施設設備

- ・園舎、屋外遊戯場(運動場)等の施設設備について、原則として幼稚園及び保育所の基準を満たすことが必要です。

- ※ 既存施設(設置後相当の期間を経過した幼稚園又は保育所等)については、基準の緩和措置があります。

◆ 国の検討状況

- ・運動場等の面積は、以下の面積を合計した面積以上とする方向

- 満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積

- 満2歳の園児について、保育所基準による面積

- 保育所から移行する場合は、現行の移行特例と同様

● **教育及び保育の内容**

- ・幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように、教育及び保育を提供することなどが必要です。

◆ **国の検討状況**

- ・「幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)」を策定中

● **保育者の資質の向上**

- ・研修等により、子どもの教育及び保育並びに子育て支援事業に従事する者の資質向上などを図ることが必要です。

◆ **国の検討状況**

- ・現行の保育所と同様、教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は必要な知識及び技能の修得等に努めるとする方向
- ・現行の認定こども園と同様、園に対して、教育・保育に従事する者の資質向上等を図らなければならないとする方向

● **子育て支援**

- ・保護者からの相談に応じて、必要な情報の提供、助言等を行う事業など定められた4つの子育て支援事業のうち、地域の需要に照らして必要なものを実施することが必要です。

◆ **国の検討状況**

- ・現行の認定こども園の基準と同様とする方向

● **その他**

- ・認定こども園の長を1人置く。
- ・食事の提供は、原則として自園調理の給食とする。(例外あり)
- ・入園する子どもの選考に係る客観的かつ公平な基準が定められている。

◆ **国の検討状況**

- ・食事の提供を義務づける園児の範囲は、保育を必要とする者とする方向(満3歳以上の園児については、外部搬入を可とし、その際の取扱いについては、保育所と同様とする)

幼稚園教諭免許状又は保育士資格をお持ちの方へ

幼稚園教諭免許状や保育士資格の取得特例制度が始まります (特例制度の概要)

平成27年度から施行予定の新たな「認定こども園制度」への円滑な移行・促進のため、平成31年度末(予定)まで、幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得要件の特例が設けられます。

◆特例制度を利用できる方

①②のいずれにも該当する方です。

① 幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかをお持ちの方

② 以下の施設で幼稚園教諭又は保育士として、

「3年かつ4320時間以上の勤務経験※」がある方

(※例えば、1日6時間・週5日勤務以上の場合、「3年」で満たすことができます。)

- ・ 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
- ・ 幼稚園（特別支援学校の幼稚部含む）、保育所
- ・ 「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設（一部対象外）、へき地保育所
- ・ 幼稚園が設置する認可外保育施設、公立の保育施設



◆大学等における単位修得や手続き

<保育士が「幼稚園教諭免許状」を取得する場合>

大学で以下の単位（合計8単位※）を修得し、各都道府県教育委員会における教育職員検定を経て、幼稚園教諭免許状（学士の学位を有する場合は一種、短期大学士・専門学校卒等の場合は二種）が授与されます。（通常、1種の場合は59単位、2種の場合は39単位の修得が必要）

【大学等で単位の修得：8単位】

- ・ 教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容 【2単位】
- ・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 【2単位】
- ・ 教育課程の意義及び編成の方法 【1単位】
- ・ 保育内容の指導法、教育の方法及び技術 【2単位】
- ・ 幼児理解の理論及び方法 【1単位】

教育職員検定

授与



<幼稚園教諭が「保育士資格」を取得する場合>

大学等（指定保育士養成施設）で以下の単位（合計8単位）を修得し、保育士試験（試験は全科目免除）を経て、保育士資格が取得できます。（通常、幼稚園教諭免許状を有する者は、34単位の修得が必要。）

【大学等で単位の修得：8単位】

- ・ 福祉と養護 【2単位】
- ・ 相談支援 【2単位】
- ・ 保健と食と栄養 【2単位】
- ・ 乳児保育 【2単位】

保育士試験
(全科目免除)

取得

※ 詳細な手続きは、今後、都道府県教育委員会や都道府県保育主幹部局等において整備等を予定。

※ 今後、大学等において、順次開講準備が始まる予定。

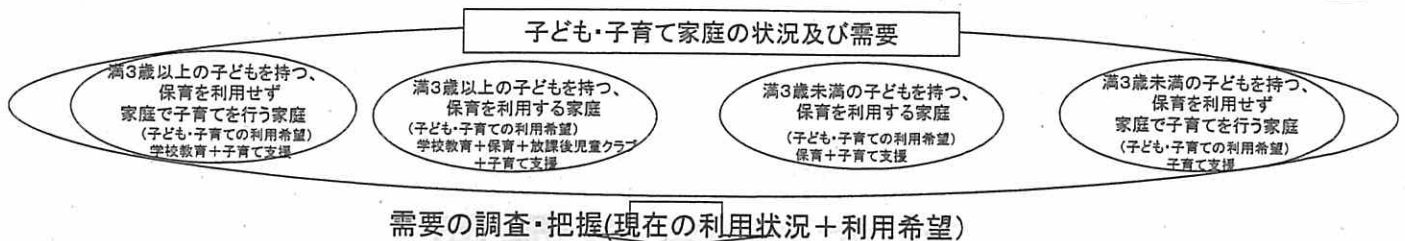
※ 大学等では、通学や通信課程によって開講されます。通信課程であっても、面接授業（スクーリング）や試験のため、大学等に通う期間があります。

5 市町村子ども・子育て支援事業計画について

6 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早期・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

37

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。

○あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

38

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

○教育のみ<1号>

○保育の必要性あり(3-5歳) <2号>

○保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

○施設(認定こども園、幼稚園)で確保

○施設(認定こども園、保育所)で確保

○施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

○ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

○ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○ 労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るようするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

39

3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ①

○都道府県は、実施主体たる市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定。

※事業計画作成段階において、市町村・都道府県は定期的に協議・調整。

○幼児期の学校教育・保育について、都道府県が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。

○あわせて、保育士等の人材確保・質の向上、専門知識を要する支援等を記載。

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画記載事項】(子ども・子育て支援法第62条第2項・第3項)

<必須記載事項>

○ 区域の設定 (第2項第1号)

○ 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)

○ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第2号)

○ 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置 (第2項第3号)

○ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携 (第2項第4号、第5号)

<任意記載事項>

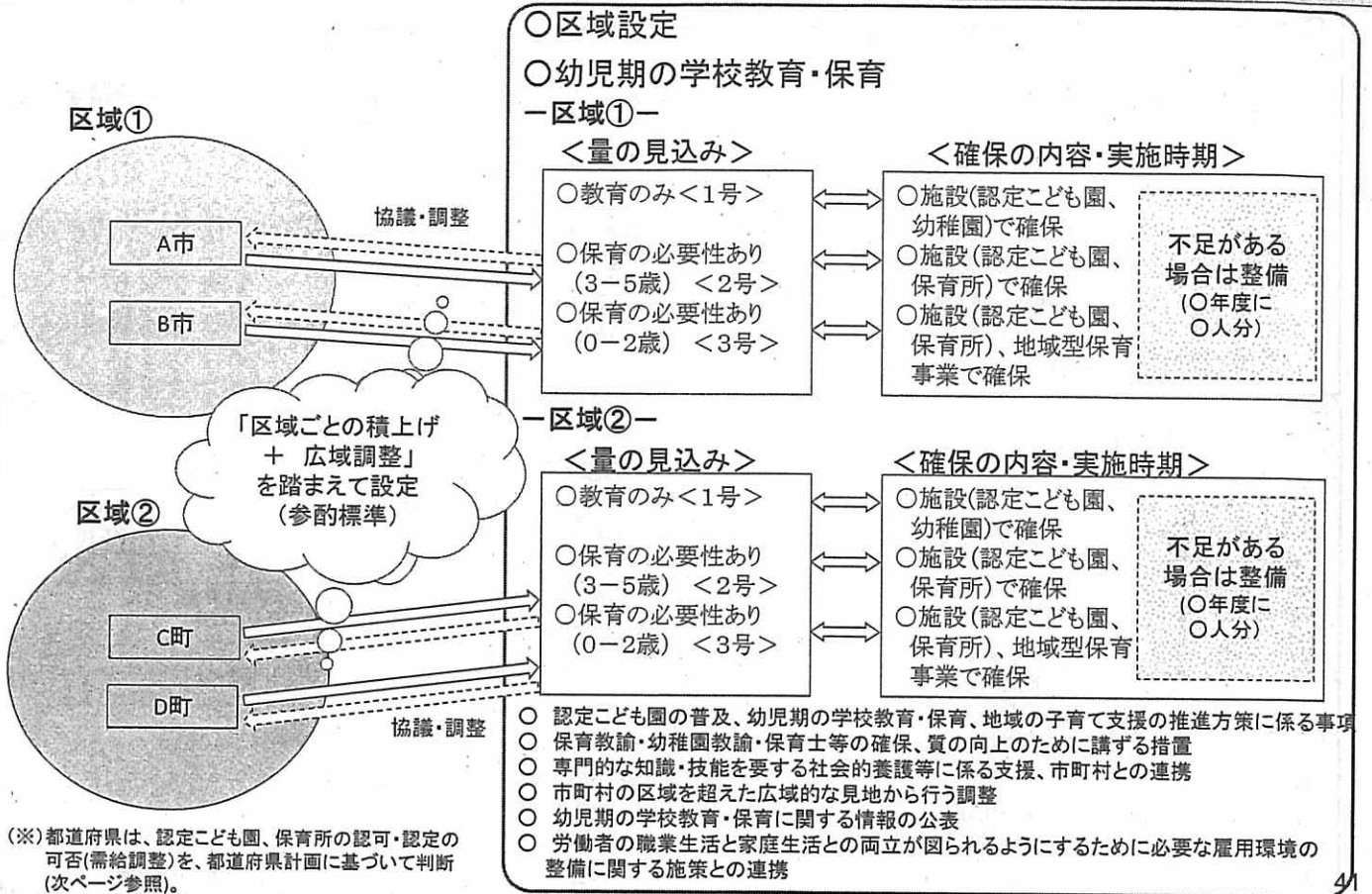
○ 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 (第3項第1号)

○ 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表 (第3項第2号)

○ 労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るようするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

40

3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ②

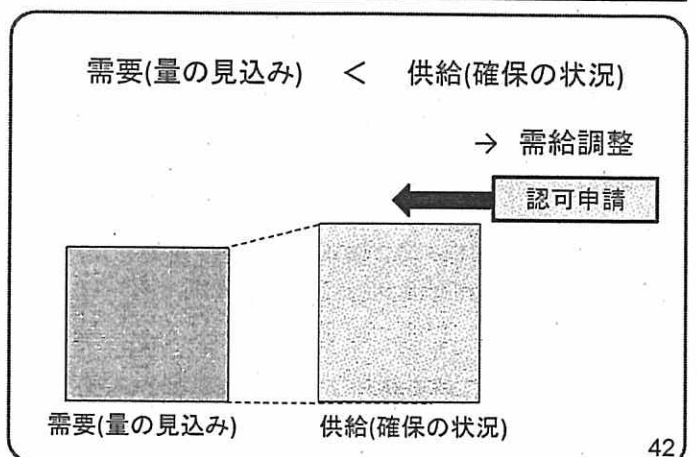
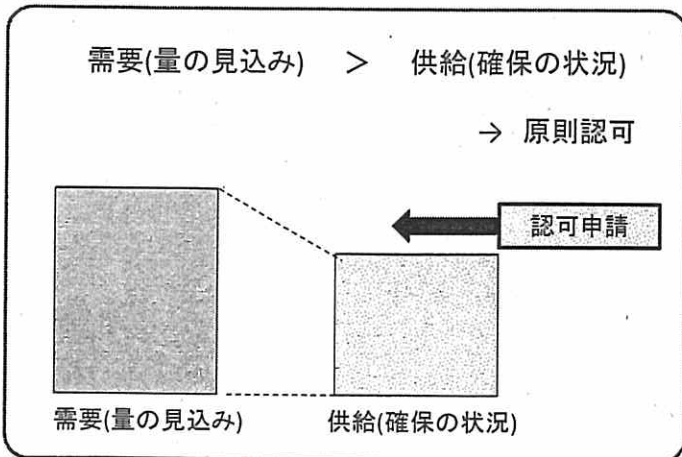


3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ③ (都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく需給調整)

- 子ども・子育て支援新制度では、認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、認定こども園・保育所について、
- ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定申請時に、都道府県計画の区域ごとに、需要(量的見込み)と供給(確保の状況)により客観的に判断。

- 需要(量的見込み) > 供給(確保の状況=区域内の定員数) → 適格性・認可基準を満たす申請者は原則認可
- 需要(量的見込み) < 供給(確保の状況=区域内の定員数) → 需給調整



※地域型保育事業の需給調整は、市町村が市町村計画に基づき同様に判断。

4. 基本指針項目①

○ 子ども・子育て支援の意義並びに幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項（法60Ⅱ①）

○ 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項(事業計画作成指針)（法60Ⅱ①②）

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

1 教育・保育提供区域の設定

2 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

43

4. 基本指針項目②

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

1 区域の設定

2 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

4 幼児期の学校教育・保育及び地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

44

4. 基本指針項目③

五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

- 1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整
 - 2 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
 - 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- 専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項（法60Ⅱ③）
 - 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項（法60Ⅱ④）
 - その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項（法60Ⅱ⑤）

45

5. 参照条文①

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

46

5. 参照条文②

- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第七十七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

- 第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。
- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

47

5. 参照条文③

- 四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - 五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第八十八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
 - 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

48

